

性教育の担い手，その方法と特別なテーマをめぐって ——1960年代DDRにおける性教育の到達点と問題点（その2）——

池 谷 壽 夫

目 次

はじめに——本論文の課題

第1章 性教育の担い手とその関係をめぐって

1. 性教育の担い手としての家族の位置づけ
2. 性教育の担い手としての学校・教員の問題
3. 学校と家庭との関係
4. 性教育における医師の役割をめぐって

第2章 性教育の組織形態としての男女共学（男女共習）問題

1. 性教育における男女共学反対論
2. 性教育における男女共学賛成論
3. 生徒・教員の男女共学に対する意識

第3章 婚前性交・避妊，マスタベーション，ホモセクシュアリティをめぐって

1. 婚前性交・避妊をめぐって
2. マスタベーションをめぐって
3. ホモセクシュアリティをめぐって

おわりに——まとめにかえて

キーワード：性教育の担い手，男女共学，マスタベーション，ホモセクシュアリティ

はじめに——本論文の課題

1960年代のドイツ民主共和国（以下DDR）では、3つの大きな性教育に関する研究会議（1962年、1964年、1965年）と性教育国際シンポジウム（1968年）が開催され、性教育をめぐる実践的・理論的な諸問題が検討され総括された（その詳細については、池谷 2011c, 2011d, 2011e 参照）。それらの会議で議論された論点を大きくまとめるならば、以下の4点になろう。

- ① 性教育の目標と課題，方法をめぐる原理的諸問題の検討
- ② 子ども・青少年の性的発達の調査研究とそれに応じた性教育の課題（発達に応じた性教育プログラム作り）
- ③ 性教育の担い手と協力をめぐる問題——家庭での性教育，学校・教員と家庭，医師との（協力）関係，学内の性教育と学外での性教育との関係をめぐる問題
- ④ 生物の授業における性教育プログラムの開発，学校における生物の教員と他の教員との協力，生物の授業と他教科の授業との関係をめぐる問題

筆者は池谷（2012a）において、①の性教育に関する原理的諸問題を、性教育を必要とした社会的背景、および社会主義人格概念との関係という2つの視点から、検討しておいた。そこで本論文では、③の性教育の担い手をめぐる問題の到達点を、家族（家庭）、学校および医師との関係からまず検討しておく（第1章）。次いで、性教育の方法としての組織形態の問題として、男女共学をめぐる問題が60年代にどのようなかたちで議論されたかを検討する（第2章）。最後に、性教育の重要でかつ厄介であるテーマ、すなわち婚前性交・避妊、マスターベーションおよびホモセクシュアリティについて、60年代にどのような議論がなされてきたのかを検討していく（第3章）。残された②と④の問題については、稿をあらためて取り上げることにする。

第1章 性教育の担い手とその関係をめぐって

性教育の担い手の問題については、60年代のDDRにおける性教育者たちの間では一致が見られる。すなわち、「性教育は何よりも家庭、学校および青少年組織の任務である」（Grassel/Baer 1962: 2）ことでは一致している。青少年組織とは、とくにピオニールや自由ドイツ青年団（FDJ）をさす。とはいえ、性教育の担い手が家庭と学校であるとしても、両者の関係および両者の協力をめぐる問題が課題とされるし、また性教育が学校で義務づけられて以降、医師がとくに学校の性教育との関係でどういう役割を果たすのかについても、この時期には議論されている。そこで、本章では、家庭、学校と医師、この三者の関係を中心に見ていくことにする。

1. 性教育の担い手としての家族の位置づけ

60年代のDDRにおける性教育の担い手としての家族をめぐる議論を見ていく際に、何より

もまず留意すべきは，1965年の家族法（池谷 2009; 2011b）と1968年に改正された憲法における家族規定が家族理解の重要な基本枠組となっていることである．そこでまずはじめに両者における家族の法的規定を見ておくことにする．

(1) 家族の法的位置づけ

1) 家族法における家族の位置づけ

家族法では，家族はまず第1に，社会という生命体を構成する最小の細胞として位置づけられている．そこで，第1条では家族に対する国家の責務が明記されている．すなわち，「社会主義国家は結婚と家族を保護し支援する」とともに，「全市民に対して結婚と家族に対する責任意識ある行動を期待する」とされる．より具体的には，家族には，「人間の行動を社会主義社会における人格として決める諸能力と諸性質が支援され促進される1つの共同体」（「前文」）であることが期待されるのである．

第2に，家族は「生涯にわたって結ばれた結婚と，男女間の感情関係とすべての家族成員間相互の愛，尊重および相互の信頼の関係から生じるとくに緊密な結合にもとづく」（前文）ものと定義されている．家族は男女間の生涯にわたる結婚であり，男女間の感情関係と，愛・尊重・相互信頼からなるものと規定されている．第5条でもこう謳われている．「結婚の締結によって夫と妻は相互の愛，尊重と貞節に，相互に対する理解と信頼と利己的でない援助にもとづく，生涯にわたって結ばれた共同体を築く」．したがって家族では，「夫と妻の同権」が「社会主義社会における家族の性格を決定的に規定する」（第2条）ものとして求められる．このことは「社会主義社会が，他者の人格を尊重し他者が自分の能力を発達させる際に支援することを要求する」（第2条）ことをも意味している．男女・夫婦同権は，さらに第10条で以下のように具体的に述べられている．

1. 夫婦双方は，子どもの教育と世話および家事の際に分担する．夫婦相互の関係は，妻が自分の職業的・社会的活動を母性と両立することができるように築かれねばならない．
2. これまで職業活動をしていない配偶者が職を得た場合，あるいは，継続教育を受けたり社会的労働をしたりするのを決心したりした場合には，他の配偶者は仲間・同志的な考慮と援助でその配偶者の企図を支援する．

家族法の第3の特徴は，親の教育責務が明記されていることである．まず第3条で「親のもっとも高潔な任務」が規定されている．それは，「自分の子どもを国家・社会の機関との信頼に満ちた協力の中で，健康で生活の喜びに溢れた，有能で全面的に陶冶された人間，社会主義の能動的な建設者へ教育すること」である．子どもを全面的に陶冶された人間（社会主義人格）および社会主義の能動的な建設者へと教育することが親に求められている．さらに，第42条では，子どもの教育が「国家と社会の承認と評価を受ける，親の一つの重要な国家公民的任務である」

(第1項) こと、「親は自分の教育任務を果たす際に、および統一的な教育を保障するために、学校、他の教育・継続教育機関、「エルンスト・テールマン」ピオニール組織¹⁾ および自由ドイツ青年団と緊密にかつ信頼をもって協力しこれらの組織を支援すべき」(第4項) ことが明記され、子どもの教育目標が、同年2月に制定された「統一的社会主義教育制度に関する法律」(1965年学校法) にならって、次のように規定されている(1965年学校法については、池谷 2011b 参照)。

子どもの教育の目標は、彼らを、社会的発展を意識的に共同形成する、精神のおよび道徳的に優れ、身体的に健康な人格へと育てることである。自分の教育義務を責任意識を持って実現することをつうじて、自分の模範をつうじておよび子どもに対する一致した態度をつうじて、親は、自分の子どもを、学習と労働への社会主義的態度、労働する人間に対する尊重、社会主義的共同生活の規則の遵守、連帯、社会主義的愛国主義と国際主義へ教育する。(第2項)

子どもの教育は、謙虚、誠実、親切、および高齢者に対する尊重といった性質と振る舞いの形成と不可分である。子どもの教育はまた、結婚と家族に対する後々の責任意識を持った態度へと子どもを準備させることを含む。(第3項)

このように、DDR では法的に親は子どもを社会主義人格へと教育する義務を負うことが定められており、またその教育の一環として、「結婚と家族に対する後々の責任意識を持った態度へと子どもを準備させること」が親の性教育の目標とされているのである。

2) DDR 憲法第38条(1968年)における家族の位置づけ

こうした家族法の精神は、1968年憲法の第38条に凝縮されていく。そこでは次のように謳われている。

- (1) 結婚、家族と母性は国家の特別な保護下にある。ドイツ民主共和国の市民はだれも自分の結婚と家族が尊重され、保護され支援される権利を持つ。
- (2) この権利は、結婚と家族における男女同権によって、彼らの結婚と家族を固め発展させる際の社会・国家の支援によって保障される。子だくさん家族、単身の母親と父親には、特別措置による社会主義国家の世話と支援が向けられる。
- (3) 母と子は社会主義国家の特別な保護を享受する。妊娠休暇、出産の際の特別な医療上のケア、物質的・財政的支援および子ども手当が与えられる。
- (4) 自分の子どもを健康で生きる喜びに溢れた、有能で全面的に陶冶された人間へと教育し、国家意識を持った市民へと教育することは、親の権利でありかつもっとも高潔な義務である。親は、社会のおよび国家的な訓育・陶冶機関と緊密で信頼に満ちた協力を請求する権利を持つ。

こうした法的規定により，DDR では親も学校も子どもを全面的に陶冶された社会主義人格へと発達させるという義務を負うとされた。したがって，まずもって親に（性）教育への権利があり，教員と学校はその権利を委託されたものであるというような思想は生まれ出てこようがなかった。この点がドイツ連邦共和国（以下 BRD）の（性）教育との大きな違いの 1 つとなる。すなわち，BRD では親と国家との関係は，その基本法に明記されているように，親には根源的に教育権があり，それを学校が委託されたものとされているのである（池谷 2009b）。

(2) 性教育者の間での家族の位置づけ

すでに池谷（2012a）でみたように，性教育者の間では親が子どもの性教育に関してはさまざまな困難を抱えていることは理解されている。しかしそれでも，性教育の担い手がまずは家庭であることについては，彼らの間でも一致が見られる。しかしその理由となるとさまざまである。その理由の 1 つは，性教育は子どもの小さい頃から，すなわち家庭から始まらねばならないからというものである（Grassel 1962b: 20）。性的発達のための基礎づくりは家族の中で行われるのだから，親の行動と態度は重要だというのである。

2 つ目の理由は，「親がこの（性教育の——引用者）任務を引き受ける権利と義務を持つ」（Borrmann 1962a: 26）からというものである。そして第 3 の理由は，「家族が性教育の場所でありかつ目標（Ort und Ziel der Geschlechterziehung）であること」（Reis 1969: 713）による。「家族が性教育の場所であるとは，家族が今親の基本的責任をもっているからであり，家族が目標となるのは，後の時期において，すなわち後に大人になる子どもの責任においてである」（ebenda.）。以上のようにその理由づけは異なるとはいえ，家庭での性教育の重要性や必要性は了解されていると言える。

しかし，Borrmann（1962a）は，「性的教授（sexuelle Belehrung）」は親の義務で，学校は家庭の援助者であるとするような見解——彼がそこで引き合いに出しているのは，Carl Bach（1907: 14f.）の見解である——は，社会主義学校に関しては維持されないと考えている。それは，Borrmann によれば，DDR の社会主義学校が，親の教育的努力とは対立するものではなく，両者の営みはともに人格の全面発達に向けられているからである。Borrmann は，「原則的には，何らかの機能において社会主義的陶冶・訓育に関与する者は誰でも性的に陶冶し訓育する権利および義務をもつ」（ibid. 27）としている。

Grassel（1962b）は別の現実的な理由から，性教育の担い手が家庭であり，家庭がその義務を担うとしても，それをまっぴら家庭に委ねることは誤りだと考えている。第 1 に，「多くの親は，どのようにそしていつ青少年期に必要な当該の客観的な情報を与えるべきかについて自信がないであろう」という消極的な理由からである。第 2 の理由は，健康な親子関係にはそもそも，ある程度の「親密さゆえの気後れ（Intimhemmung）」（20）が存在しているからである。

2. 性教育の担い手としての学校・教員の問題

では1959年の教授プラン以来性教育が公的な任務として定められた学校で、教員は性教育に実際にどう向き合っていたのであろうか。

(1) 性教育に対する教員の現状

1960年代始めのBorrmann(1962b)の調査によれば、たしかに教員は性的教授への直接的な関与の必要性を認めている。例えば、回答した教員368人中359人が直接的な関与に賛成している。しかし、実際にはそれにふさわしい行動がなされているとは言えない。回答した教員の50%以上がまだ、直接的な関与を何もしていなかったのである(124)。

また、学校全体で性教育を位置づけている学校もきわめて少ない。Baer(1966)によると、2年前に行った調査では、約150校のうち57%の学校ではこれまで教育協議会²⁾で性教育の諸問題が話し合われたことがなかったし、25%の学校では、生徒が引き起こした否定的な出来事のためにこの問題に取り組んだだけであった。教育問題を議論する際に計画的に性教育の諸問題を教育協議会で扱っていたのは約10%の学校だけであった(742)。

Grassel(1969)は、60年代末における性教育に対する教員の態度を、次の4つのグループに分けている(679)。

- ・第1グループ(もっとも小さいグループ)——「学校における性教育を基本的に拒否して、それをたいてい親の任務だとみなすような教員」。
- ・第2グループ——「たしかに性教育に関して基本的には否定的な態度はとらず、性教育の必要性を肯定するが、しかし自ら喜んで性教育を積極的に行おうとしない」教員。
- ・第3グループ——「結局のところ学校における性教育を肯定するばかりではなく、性教育に関与するが、ただし「ケース・バイ・ケースで」のみ、つまり、そうした問題が生徒の側に生じた場合ないしは教授プランから求められている場合のみそうする」教員。
- ・第4グループ——「積極的な性教育を行うし、クラス・学年でそのつど活動的な教員をコーディネートされた計画的な活動へとまとめようと努力さえする」教員。

Grasselによれば、このうち第1～第3のグループの教員には気後れする要因がいくつもある。それは、①必要な性知識を欠いていること、②方法上の能力がないこと、③青少年期に適切な性教育を受けていないこと、④性問題の社会的タブー化、⑤他人の前で性の問題を語る恥ずかしさ、などである。また、青少年の性行動に関して教員には両極端な見解が見られるという。すなわち、青少年の「セクシュアリティ・性行動のコントロール能力に関する極めて強いペシミズム」が主張される一方で、「青少年はなお長く子どもだという希望的考えを抱いた「目的オプティズム」」(680)がみられる。しかし、どちらにしても性教育は不十分なものにならざるをえない。

(2) 生物の教員の役割

こうした教員の消極性を是正するために，以下のことが求められてくる．1つには，性教育の核となる生物教員が学校で果たす役割が重視されてくる．また第2に，教員への医師の協力が求められるとともに，第3には，教員養成および教員の継続教育における性教育プログラムの充実が求められることになる．第2の課題は後で触れることとし，まず生物の教員の役割について触れておく．

Baer (1962b) の考えでは，性教育はすべての教育の担い手の任務であり，この領域ではいかなる教科にも指導権があるわけではない．しかし，「現在の状況では，生物の教員が，教授プランにもとづいて，人間のセクシュアリティの諸問題をその授業で扱うよう義務づけられている唯一の者である」(38)．この事実から少なくとも現状では，「生物の授業，したがって生物の教員がそれぞれの学級担当教員と緊密に連携して，生徒への当該の影響を指導しコーディネートするという必要性」が出てくる．「多くの同僚教員の中でこれらの問題についてまだ議論されてこなかったし，生物の教員がしばしばまったく一人でこれらの問題の解決の前に立っていることは事実である．すべての学校の教育協議会が性教育への最善の道と可能性を審議することを達成すれば，多くの他の教科教員も彼らのこれに関連した任務を認識するであろう」(ebenda.)．

また，Baer (1966) は生物の教員がもつ特別な責任を次の点から強調している．第1は，「生物の教員は，公民科の教員と並んで，教授プランによって性教育を授業で行うよう義務づけられている唯一の教員である」こと．第2に，生物の教員は「動物と人間の解剖と生理学」に関して養成されていることからして，「生殖器の構造と機能に関する生物学的に厳密な知識を最もうまく伝達することができる」し，動物の生殖と人間のセクシュアリティとの質的な違いについても，系統発生的な知識にもとづいて説明することができる (742)．

ここから，Baer は生物の教員の任務として，3点を指摘している．第1の任務は，「生物の教員は教育協議会において性教育の諸問題を取り扱うことに努力して，学校において性教育用の恒常的なプランをすべての同僚，とくに学級担任と一緒に作成する」ことである．第2は，生物の教員は「親の会でどの学級でも一度ならず継続的に，性教育の現状について報告されるように，働きかける」ことである．第3の任務は，教員の継続教育の催しや親セミナーにおいて，同僚と親が性教育に対する能力を持てるようにさせることである (ebenda.)．

(3) 教員向け性教育プログラムの開発

すでに池谷 (2012a: 7-10) でも指摘したが，以上に述べたような性教育に対する教員側の気後れを克服し，性教育に関する教員の資質を向上させるためには，教育に携わる者の教育が緊急かつ必須の課題となっていた．ここではBorrmannの問題提起とGrasselの教員向け性教育プログラムを取り上げ，検討しよう．

1) Borrmann の提起

Borrmann (1962b) によると、さまざまな教員養成機関では、授業でほとんど性的陶冶・訓育の問題、性的教授が取り上げられていない。しかし、フンボルト大学教職学生アンケートでは、全学生が専門教育へ性的教授の問題を取り入れることに賛成しているし、Gerhard Paersch がポツダム教員養成所で行ったアンケートでも、回答者 108 人のうち、101 人 (93.5%) がもっと多くの性的教授に賛成している (136-7)。

他方、現場の教員自身も性の問題に関する研修を必要だと考えている。数年来働いている教員に対して、「あなたは性的教授を実施するのに指導を必要としていますか？」の質問に対して、回答した教員 368 人のうち、ほぼ半数 (183 人, 49.7%) が「はい」と答えている。しかし、実際に指導を受けたのは 59 人 (16.8%) しかない (「あなたはすでに性的教授を実施するための指導を受けましたか？」の質問に対する回答) (137)。だからこそ、「教員養成は性的教授への用意をしなければならないか？」という質問に対しては、368 人のうち、360 人 (97.8%) が無条件に「はい」と答えているのである (137-8)。

こうして、Borrmann は教員養成における性教育 (Borrmann いうところの「性的教授」) の必要性を訴える。そしてその内容項目として、Borrmann は以下のものを挙げている。「男女の相互関係の社会的意義と人間の生活におけるセクシュアリティの位置、社会主義における結婚の展望、男女の協力の領域における社会主義的徳の諸要求、人間の社会的な発達と成熟およびそれらの心身上の影響、年齢特有な特殊性、加速化現象、青少年の性的発達と彼らの行動との関係、性的発達およびとくに性的活発さが業績達成 (Leistungen) に及ぼす影響、男子と女子間の友情および若者の発達に友情が促進したりあるいは阻んだりして及ぼす影響、子ども・青少年期におけるオナニー、オナニーの作用とオナニーのきわめて多様な現象形態へ影響を及ぼす可能性、子ども・青少年の性の誤った発達と逸脱、男性教員の異性の生徒に対する振る舞い並びに青少年の正常な発達を指導するための食事療法上の措置」(140)。しかし、Borrmann は性的知識の教授だけでは不十分だと考える。「教員養成には若者に知識を備えさせる任務があるだけでなく、後に教員としてあらゆる領域における社会主義的生き方を実際に示すことができる人格を形成しなければならない」(141)。

もっとも、Borrmann は教員養成や教員の継続教育において性的教授の特別なプログラムをつくることには、反対している。この点では次に見る Grassel の議論とは反対である。それは、Borrmann によれば、現行の「教授プログラムをつくり変えるという極端な要求に従うならば、それは、性的問題性に何ものによっても正当化し得ない特殊な地位を認めて、それを社会主義的陶冶・訓育の過程全体との関連から引き裂くことを意味することになる」(141) という懸念からである。したがって Borrmann は養成プログラムにおいて予定されている講義を有意義に利用することや、講義外で教員を性的教授に準備させうる形態の方を勧めている (ebenda.)。

2) Grassel の継続教育プログラム案

Grassel (1969) は，効果的な性教育は家庭で始まり，幼稚園で補完され，学校はそれを継続し，18歳での公民としての成熟に達するまで継続することが重要であるという観点から性教育の現状を，次のように総括している。

1. 家庭と幼稚園はこの任務をまだ十分には実現していない。
2. 学校は教授プランとしてはなおきわめて遅く性教育を始め，しかもしばしば一教科でのみ行われている。
3. 学校はきわめて早くに中断され，その結果16～18歳の学年はしばしば教育（学）的性教育指導もないままになっている。これはしかし男女関係でのトラブルがたまる時期である。
4. 青少年期から大人への移行段階ではなおきわめてわずかしか性教育がなされていない。婚前状態にある青少年ないしは大人にとって結婚・性相談所を効果的ならしめることは，得策であると思われる。(679)

これら性教育の欠陥を Grassel は，本質的にはこの領域での教員の仕事の不十分さ，そしてまた何よりも教員養成の欠陥のうちにみている。「今日まで教員の一部にしか，専門教育において性教育活動への必要な準備が行われていない」(ebenda.)。

こうした教員の現状を踏まえて，Grassel は教員研修向けに，表1のような「教育指導者の性教育上の拡大・継続教育 (Aus-und Weiterbildung) プログラム案」(681f.) を示している。

3. 学校と家庭との関係

(1) 学校と家庭の協力

Rostock における第2回性教育研究会議(1964年)でも問題とされたように，学校と家庭・親との協力は，性教育を進める上で必須の課題であった(Grassel 1966a)。

まず親と学校の協力についての意識と実態を見ると(Borrmann 1962b)，親と教員822人中，790人(96.1%)と大多数が，性的教授での学校と家庭の緊密な協力を肯定してはいる。しかし，実際に「あなたはすでに自分の生徒の親と性的教授に関して協力しましたか？」の問いに対して，回答した教員368人中162人(44.6%)が「はい」と答えているだけで，196人(53.3%)が「いいえ」，10人の教員が無回答という状況であった(116)。

一方，親の方とはいうと，「あなたはすでに性的教授の際に自分の子どもの学校と協力しましたか？」という質問に対して，回答した親448人中43人(9.6%)が「はい」，395人(88.2%)が「いいえ」，10人の親が無回答であった。427人の親は学校との協力を賛成しているものの，実際に学校と協力していたのはたったの43人(10.1%)で，それもイニシアティブは教員の側からのものであった(116f.)。

こうした事態を打開するための重要な取り組みの1つが，親の会や親セミナーでの性教育につ

表1 教育者の性教育上の拡大・継続教育プログラム案

<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会主義性道徳の諸問題 (2時間) 人間の性行動の社会的決定, 性行動をコントロールすることについての規範の必要性和役割, 社会主義社会におけるパートナーシップ関係の規範, 社会主義における結婚と家族. セクシュアリティと性関係に関するブルジョアの見解との対決. 2. セクシュアリティの解剖学的・生物学的基礎 (1時間) 男性と女性の外性器と内性器, セクシュアリティのホルモンの条件, 性の形成の染色体のメカニズム, 受胎過程. 3. 家族計画——避妊と妊娠 (1時間) 家族計画の社会的条件, 出産調整の可能性, 避妊:可能性, 形態, 使用および安全値, 妊娠:認知, 経過, 妊娠中絶. 出産:経過, 合併症, 痛みの少ない分娩. 4. 大人の性行動と性体験 (2時間) 動物界における性行動, さまざまな文化における性行動の比較考察, 男性のセクシュアリティと女性のセクシュアリティ, 性交, 経過, 体験, 効果, 頻度, 生理学的メカニズムと反応, 障害, 流行, ダンス, 化粧等の影響. 5. 子ども・青少年期における性的発達 (2時間) セックス, 性およびエロスの発達の区別, 生殖器官の発達生物学, ホルモン分泌腺の機能. 加速; 性発達の障害 (pubertas praecox); 子ども期の性の問題; 思春期の発達生物学; 月経, 射精, マスタベーション:その仕方, 機能, 危険, セラピー; 青少年期におけるパートナーシップ関係, 青少年期における性的活動; ペッティング, 性交. 6. 性教育 (学) の基本問題 (1時間) 教育全体の一部としての性教育, 人格発達にとっての教育の意義, 性教育の働きかけの可能性と限界, 性教育の形態, 性教育の手段, さまざまな教育の担い手の関与と特殊性, 結婚・性相談とその教育 (学) 的機能. 7. 学校における性教育 (2時間) 就学前の性教育, 下級段階での性教育:開始, 体系性, 形態, 教材の投入, 性教育の教授的特殊性, 中級・上級段階における教科特有の働きかけ, 性教育のコーディネーターとしての学年主任, 働きかけの授業および授業外の形態, 性教育の教育計画, 性教育のプログラムについて. 養護施設, 職業学校, 寄宿舎等における性教育の特殊性, 生徒の彼氏・彼女関係 (Freundschaft) とその教育的取り扱い. 学校の任務としての親の性教育の資質向上. 思春期医の協力, 性教育の授業外・学校外での形態. 8. 家族における性教育 (2時間) 最初の情報提供者としての家族, 良心・信念形成の家族の条件, 家族における性教育の可能性と限界, 家族における精神的な親密さゆえの気後れ, 性役割の形成に関する親のモデルと実例の役割, 家族における性教育の種類, 形態, スタイルとトーン. 9. 他の教育機関の性教育 (学) 上の機能 (1時間) 性教育の際の青少年組織の役割と任務. 啓発文献の役割と可能性, 利用の可能性, 形態, 限界. マスメディア手段の性教育 (学) 的な働きかけ. 映画, ラジオ, テレビの特別な可能性とその限界. 報道の役割, 情報と作用. 性教育での芸術および芸術作品 (絵, 言葉, 音楽…) の使用. 性教育での否定的な作用要因:「かくれた共同教育者」, 友だち, ポルノ, 俗悪文学, 性的ジョーク. 10. 性行動・性体験の障害 (1時間) 性腺障害 (クリネフェルター症候群とターナー症候群), 生殖器官の誤発達, 月経障害, 半陰陽, 生殖不能 (Unfruchtbarkeit), インポテンツ, 不感症, 不妊 (Sterilität), ホモセクシュアリティ, フェティシズム, サディズム, マゾヒズム等々. 11. 性病 (1時間) 性病の蔓延, 多様な種類:淋病, 梅毒等々, 性病の伝染, 認知, 処置, 予防. 病気の経過. 12. 性教育の法的諸問題 (1時間) 教員の危険性, 誤った誣告罪; 子どもと青少年の信憑性とその検討, 子どもに対する犯罪行為, 青少年の保護教育, 性非行と学校での犯罪行為およびその処置と除去. 13. 現存する教材の利用 <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育映画・生殖の生物学, 3部 2. 映画シリーズ「異性との出会い」, 4部

いての取り組みである。その典型例が，Bach が校長を務める Erich-Weinert 上級学校での取り組みである (Bach 1966)。この詳細はすでに池谷 (2011d) で述べたので，それを見ていただくことにし，ここではその取り組みの中で，以下の「決まり」が，1964/65 学年度の教育協議会で取り決められたことだけを指摘しておこう (760)。

1. 学年の最初の親の催しでは，学年主任の説明の際に性教育の問題も取り上げる。当該学年段階の典型的な生徒の質問を挙げて，正しい回答を述べる。事実伝達と価値伝達の統一という原則に特別な価値をおく。
2. 第4～6学年すべてにおいて，親に「あなたの子どもにどう言う？ (Sagst Du's Deinem Kinde?)」の映画を上映する。それに続いて，親と学年をもとにしてセミナーを行う。
3. 7つの学年 (第4～第10学年——引用者) すべてで，性教育に関する親セミナーを開催する。その際とくに人格発達にとってのこの発達段階の意義を取り扱う。第2部では，現在の教材を説明し，教科の教員が親に生物学的知識を伝達する。
4. 第8～10学年すべてにおいて，親に映画「もう子どもじゃないから…… (Weil ich kein Kind mehr bin...)」を上映する。引き続き各学年で，セミナーを行う。その際とくに彼氏・彼女関係と愛，アルコール，マスタベーション，ちゃんとした日常計画，余暇づくりを取り上げる。よく出される次のような質問には統一的な見解に達するようにする。夜は何時まで外出とテレビを見るのはいいか？ 映画にはどのくらい行くのか？ いつダンスのレッスンがあっていつから公的なダンスパーティに行くのか？ パーティはどのように催されるべきか？ キャンプはいいのかいけないのか？ 私はどんな服装をきちんと着るのか？ おこづかいは？ 日々の義務とその報酬は？
5. 2月までに各学級担任はそれぞれの家庭を訪問して，親と性教育の問題についても話す。親セミナーに来ない親には，親委員会メンバーと一緒に訪問する。
6. この質問に関わる生徒の質問と親の意見は，校長に生かされるように伝える。
7. すべての教科で，性教育のための適切な教材領域を利用し，それを教材配分プランにおいて特徴づける。どの同僚教員もさらに性教育のための最も適切な教育状況を利用する義務を負う。
8. 下級段階のための決まり。

また，Bach たちは親役員会 (Elternbeirat)³⁾ や学年の親の会その他で，親のところに話しに行く取り組みを行っている。そこでの講話は以下のようなものであった (Bach 1962: 58)。

表2 性教育講話の内容

1. 「私は子どもにどう言えばいいか？」(性的訓育・陶冶の目標と方法, 2時間)
2. 「生殖器官, また性病, 青少年とアルコール, 流産問題」(2時間)
3. 「個体発生的発達」(2時間)
4. 「避妊」(2時間)

このように, Bachは親役員会と学年の親委員会の重要な役割を認めている。しかしそれでも, 「学校に性教育における優先権が認められるという立場」(1969: 710)に立っている。それは, Bachによれば, 人民のすべての子どもが学校に通い, 授業が十分な教育を受けた教員によって科学的に行われ, 教育の働きかけが計画的になされ, 態度が集団的に定着され, そして親に対して青少年が示す親密であるがゆえの気後れが学校ではまれであるという理由からである(710f.).

(2) 親向けの性教育説明書の開発と試行

もう1つ親との協力で重要な役割を果たすものとして考案され試行されたのが, 親向けの性教育に関する「説明書(Merkblatt)」である(Grassel 1966d; 1966e; 1966f, Brückner 1966; 1968).

1) Brücknerの取り組み

医師のBrücknerがこの説明書を開発したのには, 2つの理由があった。1つは, 「言葉の最広義の意味における性的諸問題に対する態度は, とりわけすでに妊娠, 出産および子づくり(Zeugung)に関する子どもの質問に対する最初の答え方でつくられる」(1966: 771)という見地からである。もう1つの理由は, それなのに生徒の20%しか子どもの出自に関する最初の質問(「子どもはどこから来るの?」)に関して, 親から正しい解答を得ておらず, 親のほうもこの質問に対して当惑しているという事実があったからである(1968: 165)。こうした理由から, Brücknerは親に対する具体的な援助が必要だと考え, 4~9歳向けの説明書を構想し, 試行している。もっとも, こうした説明書はすでにG. Ockelが用いており, それをBrücknerが受け継いだのである。

Brücknerによると, この説明書はたんに親にとって有益であるばかりでなく, 教員にも有益になる。というのも, 性教育の任務を負っている教員はこの説明書で性について考えるきっかけを与えられるし, この説明書なら親との関係でも個人的責任を負う必要がなくなり, ホットすることになるからである(ibid.: 167)。

Brücknerは, すでに1959年に最下級年齢グループ(4~9歳)用の説明書を構想し, 人民教育当局に働きかけたが, 当局は具体的な最初の一步を進めようとはしなかった。そこで彼はこの構想を公表することにした(Brückner 1962)。この論文に刺激を受けて, Grimma郡Kössernの上級教員(Oberlehrer)であるFritscheがこの提案をとり上げてくれたおかげで, Grimma

郡教育指導センターを介して，この説明書を印刷して，Grimma，Wurzen および Leipzig の都市部のほんの一部で 1963/64 学年度に出すことができた．その後，他の郡でもこのような活動が始められ，1964/65 学年度には県レベルでの最初の大規模な試行が行われた（1966: 772; 1968: 168）．以下が，Brückner の 4～9 歳の子をもつ親向け性教育説明書である（1968: 269-272）．

カール・マルクス大学 Leipzig 小児病院・医学博士 H. Brückner による

4～9 歳のわが子の性教育向け説明書

親愛なる親御さんと教育者の方々へ！

人間がその人生の中で成し遂げねばならないきわめて困難な任務の一つは，自分の健康な性生活づくりです．今日残念ながら相変わらず，たいいていの親御さんは自分の子どもをこの任務の遂行へと準備させる際に見捨てているといったありさまで，これは彼ら自身が自分の親によって見捨てられていたのと同じです．これは悪意と無責任から行われているわけではなくて，偏見と内面的な気後れのせいです．

子どもは，学校へ連れてこられる時には，すでに親御さんによって，赤ちゃんがどこから来るのかについて教えられているべきでしょう．この質問は，4～6 歳の子ならだれでも，自分の環境のなかで子どもが生まれれば，ひとりで出てくるものです．重大な教育上の誤りは，この質問にコウノトリのおとぎ話や似たような真実ではない述べ方で答えることです．というのも，これは，この重要な生活領域での親御さんと教育者に対する子どものあらゆる信頼を壊し，子どもをこれによって否応なしに相互の「啓発」に引き渡すことになるからです．最初の質問に誤って答えたりあるいは全く答えないとすれば，子どもは経験からすると他の質問を携えて自分の親のところに来ることはもはやしません．

ですから，あなたは自分のお子さんが赤ちゃんの出自と出産について考え始めたらすぐに，早い時期にそして本当のことを教えるべきでしょう．最初の質問に正しく子どもにふさわしく答えたならば，そして親に対する信頼関係がその他の点でも損なわれなければ，お子さんはまたこの領域でのすべての他の質問を携えて自ら親御さんのところに来て，学校での他の子どもの話や万が一の体験について知らせてくれることを確信してもかまいません．こうして親御さんは，自分のお子さんをこの重要な生活領域でも確実に見守る機会を持つことになります．

だけれども強調しておきたいのは，以後の指摘が役に立つはずの意味ある教え（Belehrung）はもちろんこの重要な教育問題の一側面でしかないということです．この教えは大人のモデル，すなわち，大人の清潔な家族的・社会的な順応と社会主義的倫理・道徳に則った大人の交際形態によって補われねばなりません．

モデルとしての大人，とりわけ当然親および教育者としてのあなたは，この領域でもあなたのお子さんの後の行動を尾を引くほどに形づくりします．

わが子は何を質問しますか？

健康で注意深い 4～9 歳のお子さんならだれでも何度も質問するのは，3 つの質問です，そこ

でそれに答えるのに親御さんと教育者は十分準備しておかねばなりません。このような準備がなければ、誰も回答する任務に十分応じることができません。私たちはあなたにここでは3つの典型的な質問と可能な答えを挙げておきます。この答えは、あなたがあなたの個人的な条件に応じてそのつど変えることができますが、しかしつねに真実で、明解で（年齢に応じて分かりやすく）愛情あふれたものであるべきです。

1. 赤ちゃんはいったいどこから来るの？

（質問年齢 4～5歳）

答えはこうなります。

「赤ちゃんはお母さんのおなかで育つの。自然がこう取り計ってくれたのね。というのはね、赤ちゃんはまだとっても華奢で小さいから、一人で食べたり飲んだり生きることができないからなの。だから赤ちゃんは長い間お母さんのおなかの中にとどまっているの。そこに赤ちゃんが横たわっていると柔らかく温かいし、誰も赤ちゃんにぶつからないし、お母さんは赤ちゃんと一緒に養うの。」

2. 赤ちゃんはお母さん [のおなか] からどうやって出てくるの？

（質問年齢 5～7歳）

適切な答えは例えばこうです。

「おまえはもうきっと、小さい女の子は男の子とは「あそこ (unten)」が違うのをわかっているね。女の子だけが後になって、大きくなると、お母さんになり子どもを宿すことができるの。男の子はお父さんになるの。」（ここで父親の家族での共同責任の考えを——それぞれの家族状況に応じて——挙げておきましょう。）「女の子には両足の間に小さな割れ目があるの。ここから後に、女の子がお母さんになると、赤ちゃんが出てくるの。」（子どもがなおもっと質問してくれば、こう言うことができるでしょう。「それからこの割れ目は伸び縮みできるの、そこで赤ちゃんは自分の頭でその割れ目を広げて出てくることができるの。これはお母さんにはたしかに大変な苦勞なの。でもお母さんは喜んでこれを引き受けるの、だからお母さんはお前がまた格別に好きなの。」）

3. 赤ちゃんはどうやってお母さんのおなかに入るの？

（質問年齢 6～9歳）

この質問にはみんな最もたやすく答えることができます。ただしひじょうによくそうであるように、すでに子ども期に比較的早めに出されている場合です。というのもその場合にはまだ、この時期にはまったく子どもの関心領域にはない子づくり (Zeugung) の質問を取り上げる必要がないからです。

例えばこう言うことができます。「赤ちゃんはすっかり出来上がってお母さんのおなかに入っていないで、卵がめんどりの中で成長するように、お母さんのおなかの中で成長するの、お父さんとお母さんが子どもを望めばね。」（新たな生命の始まりとしての卵はこの年齢の子には、にわとりからよく知られている。）「最初赤ちゃんはとっても小さくて、ピンの頭

半分ほどの大きさしかないの。それからとってもゆっくりと赤ちゃんはますます大きくなって、ようやく親指ほどの大きさになり、それからおまえの人形ほどの大きさになって、ついに9カ月後に十分大きくなって、一人で息をし飲むことができるようになるの。それからお母さんは赤ちゃんを産むの、お前にすでに話したようにね。お父さんとお母さんはこの瞬間を楽しみにしているわ。その時が来るまでは、お父さんはお母さんをできるだけところで支えるの、赤ちゃんが健康でお母さんのおなかで成長できるようにね。」

これや似たような答えをすべての親御さんが自分の心に十分刻みこんで、自分のお子さんが関係した質問をしても当惑しないようにすべきでしょう。啓発のはるかに最善の形態は、4～10歳の年齢の子どもに、母親や親戚のよく知った女性の妊娠をひじょうに意識的に共体験させることです。お子さんに、およそ妊娠4か月ごろに、まじかに迫る出来事——「お母さんのおなかに今おまえのきょうだいが育っているのよ」——について話します。そうすればお子さんは例外なく自分の母親を涙ぐましく気遣います。このやり方では、5～6か月続いてお子さんが質問する機会が出てくるので、それに対してそのつど単純にかつお子さんに応じた仕方ですべて答えていきますが、その際に先に述べた表現が役立つことになるでしょう。

こうしてお子さんは彼らにとって秘密めいた出来事について自明な、清潔な知識を得ることになりますし、その知識にもとづいて後に成熟直前の時期に（それゆえ9～12歳に）子づくりに関する知識も伝えられます。それには、生殖器の構造と機能に関する知識が必要ですが、この知識は略図をもとに伝えることができます。

これらの知識は関連する文献にあります（例えば、Neubert: Woher kommen Kinder? Greifenverlag）。

特に重大な誤りを私たちは緊急に警告しておきたい。あなたが自分のお子さんがどこかで性的なことについて下品に話しているのを聞いたり、あるいは自ら話したりあるいは性的な弄びに巻き込まれたりしているのをいつか確認することになったら、お子さんを叱りつけてはいけませんし、何よりもどんな事情にせよ叩いたりしてはいけません。あなたのお子さんがこの場合に必要とするのは罰ではなくて、助けと、たとえ厳しくともフレンドリーな教え（Belehrung）なのです。このような場合には即刻学年主任や校長のところに行くのが最善です、そうすれば彼らは喜んで、他のお子さんの親と適切なちゃんとしたコンタクトをするよう力を貸してくれますし、彼らに発見した困った事態をなくすよう助言し、裁きを開かずに、お子さんをそれ以上の害から守るようにしてくれます。

2) Grassel の取り組み

Brückner の仕事に刺激を受けたのが、Grassel である。Grassel (1966c) によれば、Grassel (1966b) の結果から、家族における性教育の不十分な現状の原因は、一方では性問題に関する

会話はいやらしい (anstößig) とする古い社会的タブーの余波であるとともに、他方では、たいていの親が自分の青年時代に適切な性教育すら受けてこなかったことにもある (763)。今日多くの親は若者を性的関係の諸問題にも準備させることが必要であると分かっているが、どうそれを実践的に始めたらいいか分からないから、援助を求めている。そこで必要な助けとなるのが、親向けの説明書だと Grassel は考えたのである。

Grassel は Brückner のアイデアを採用して、固有の説明書を (しかも年齢段階ごとに) つくっている (それが Grassel 1966d; 1966e; 1966f である)。Grassel は学校での試行で親への取り組みを以下のような手順で行っている (1966c: 764)。①学年始めに、学年の親の会で説明書を親に手渡し、親に性教育の必要性を説明する。②約3～4週間後に第2回の親の会を行う。ここでは子どもの年齢段階ごとに親を集めて、それぞれ「異性との出会い」シリーズの映画を上映する。全鑑賞者を前にした短い討論の後、学年でもう一度性教育の必要性和可能性を話し合う。その際、経験のある親に積極的にこの議論に入ってもらう。この集まりで、親に、学校は遅くとも4週間後に子どもの質問には責任逃れの返事をしないように伝える。それまでに、親自身が子どもの信頼を得るために、性教育を始めることが勧められる。③学校がこの課題を引き受けようとする、多くの親はほっとして責任から解放されたと思ひ込むことがあるので、親の協力は性教育の成功の必要な前提であることを親に強く示す。

ここで用いられた親への説明書 A (Grassel 1966d) が、以下のものである。

4～10歳の年齢の子どもの性教育に関する親向け説明書

親御さんへ！

私たちの任務は、わが子を人生へと準備させることです。それには、子どもが異性に正しく出会うことができるようにさせることも入ります。私たちがそうしなければ、後になってわが子は、私たちが彼らをこの重要な人生問題で放っておいたと言って私たちを非難することになります。

たいていの親御さんは、子どもに性教育をすることが必要だとわかっています。にもかかわらず多くの親御さんがそうしないとすれば、それはしばしば、彼ら自身が若い時に正しい方法で啓発されたことがないので不安に感じているせいです。さらにまた少なからずの親御さんには、お子さんとこのことについて話すのに不適當な気後れがあります。

わが子は、はじめから自分の周りを見て、当然それからまたすぐに男女の関係や子どもの出立に関心を持ちます。

私たち親ならば恥ずかしがらずに、わが子が周りのこの領域を知ることを助けましょう。

もっとも、何人かの親御さんは、お子さんを啓発するのが学校の仕事だと思っています。これは誤りです、いったい私たちはすでに就学前に子どもたちとこのような問題について話さなければならぬのですから。

私たちが子どもを性教育し性的に啓発しても、子どもから無垢を奪いませんし、彼らの〔性に

対する——引用者] 好奇心をそそるわけでもありません。しかし私たち教育者がしないぶん，それを他の「啓発者」がします。ですから，私たちが子どもをもっともよく助けるのは，彼らを適時にかつ正しく性関係の問題へと準備させる時なのです。

私たちは性教育する際に1つのことを心に留めておきましょう。子どもの質問は明快さと知識を得ることを目指しているということです。しかしそれらはたいていは早すぎる性的関心の表現だととらえられてしまいます。

私たちは性教育をどう行うべきか？

これがもっともよくできるのは，私たちがそれを何か特別なものだと見なさずに，むしろ人格の全面的訓育の一部として行う時です。

そこでは私たちのモデルと事例が大きな役割を果たします。さらにまた私たちは個々の質問について情報を与えなければなりません。ですが，ただ事実を伝えるだけでは十分ではありません。私たちはこの事実をも価値評価しなければなりません。つまり，私たちは子どもに，この事実が何を意味しているか，そしてどうきちんと行動しなければならないかを言うことです。

私たちはわが子に何を言うべきか？

私たちが言うことはみな，子どもの理解に合うように言われなければなりません。それは明解で真実であるべきですし，男女関係は恥ずかしくないものと言うべきでしょう。しかし私たちは知識を伝えるだけではなく，子どもが後になって人生の勝手がわかるようにも援助すべきでしょう。

たいてい子どもは自分から質問を携えて親のところに来ます。でもお子さんが質問しなくても，あなたはお子さんと話すための良い機会を利用したりつくり出します。私たちが子どもの質問に答える時に，「早すぎる」ということはありません。私たちはその際にわかりやすく表現しさえすればいいのです。しかし「遅すぎる」ほうが，私たちの教育活動全体を疑わしいものにすることがあります。

わが子は何に関心があるのか？

10歳までは，子どもに関心がある質問は3つです。この3つの質問を私たちは知っておいてその答えを用意しておきましょう。私は，あなたにその回答例を与えようと思います。

第1の質問「子どもはどこからくるの？」

この質問は4歳と6歳の間に予想されます。

私たちの回答：「子どもはお母さんのおなかで，しかも自分で息をし飲むことができるまでの間育つ。お母さんのからだのおなかで子どもは守られ，お母さんのもとでともに飲んだり息をするの。これは，お母さんの血液を通して行われるし，この血液を通して子どもは必要な栄養をと

るの。」

第2の質問「いったいどうやって子どもはそこからでてくるの？」

この質問は、私たちは5歳と7歳のあいだの子どもで考えています。

私たちの回答：「おまえは子どもがお母さんのおなかで育つことをもう知っているわね。子どもは十分大きくなり一人で飲んだり息をすることができると、もうお母さんのおなかにいる必要がなくなるの。」

子どもは、私たちが臍と呼ぶ小さな通り道を通して母胎から出てくるの。この通り道はゴム管のようなもので、子どもが出てくると広がるの。これが子どもの出産だね。子どもは両足の割れ目から出てくるの。この割れ目はすべての女性にあるし、女の子にもあるの。お母さんは出産の際には当然相当がんばらねばならないの。でも、お母さんはね、自分の子どものために喜んでそうするの、というもお母さんは子どもを楽しみにしているからね。」

第3の質問：「子どもはいったいすでにその前にお母さんのからだの中にいるの？」

よく子どもは違ったふうにも質問します。「いったい赤ちゃんはどうやってお母さんの中へ入ってくるの？」と。(しかしその場合は子どもがその前にどこにいたのかを知りたいだけです。)

この質問を私たちは6歳から考えなければなりません。

私たちの回答：「子どもはお母さんのからだの中で育つの。最初はとっても小さくて、ピンの頭ほど小さいの。それからゆっくりだんだん大きくなって、9カ月後に生まれるの、それからほんものの赤ちゃんほどに大きくなるの。」

子どもは、お母さんの体内にいる間は、とっても柔らかで子どもに何も起こらないように子どもを守る袋のなかにいるの。約4カ月後に、子どもはもう動くことができるし、子どもが蹴るのを感じることもできるわ。

もちろん妊娠とよぶこの時期にはお母さんはたいへんなの。だからこのような女性に対してはとくに親切にして、重たいものを持たねばならない時には、いつも助けることにしようね。」

あなたがお子さんにこれを具体的な物で見せることができれば、お子さんにはこの回答がわかりやすくなります。『女性百科事典』には、そのために利用できる図があります。

一般的に私たちは、子どもが9歳までには質問をつうじて基本的知識を獲得したと考えることができます。

お子さんが突然質問してきた時にとまどわないように、あなたがこれらの回答をよく準備しておくことを大にお勧めします。お子さんがある不適切な場所で(市電などで)このような質問をしてきたら、「この質問には家で答えるわ」とお子さんに言うのがいいでしょう。しかしその場合もできるだけ同じ日にしなければなりません。とくにそれに適切なのは私たちの経験では夕暮れ時です。

お子さんが自分のきょうだいの裸を見ることができる機会を与えれば、それによってお子さんを助けることができます。そしてお子さんが自分の父親や母親が自然なままでいるのを見ても、叱ってはならないでしょう。でもこうした事態を完全には避けることができません。しかしまた、お子さんが「なぜおなかがそんなに大きいの?」「なぜそんな毛があるの?」などといった質問を携えて来たら、お子さんにきちんとした答えをしなければなりません。でも叱れば、お子さんの「性に対する——引用者」好奇心を目覚めさせることになります。

もっともよいのは、お子さんに一度家族や知人の妊娠をともに知る機会を与える時です。あなたは落ち着いて子どもを「妊娠の——引用者」準備に参加させましょう（子どもの洗濯物を整理する、乳母車を買うなど）。多くの人びとは、かつて母胎の子どもの動きを感じるのを許された時、ひじょうに感銘を受けたと私に語ってくれました。

わが子がひどい言葉を使う

多くの子は、4歳から、消化領域に関する口汚ない言葉を好みます。7～8歳ごろには、私たちは、子どもが性的な罵り言葉や口汚ない言葉を家に持ち込んでくることを考えておかねばなりません。ひじょうによく子どもはこれらの言葉が本来何を意味しているかを全くきちんとは知りません。ですからあなたのお子さんを叱ってはいけません。むしろ、これは美しい言葉でなくて使ってはいけないことをお子さんにわからせましょう。

次の年齢では発達はどうなっていくのか?

あなたが、発達がその後どうなるかを知っていると、きっと間違いではありません。

10歳ごろ私たちは第4の質問、すなわち、「もともと子どもはどうやってできるの?」という質問を考えておかねばなりません。今や子どもは生殖の問題を知りたがるし、私たちは父親がどのような役割を果たしているのかをも言わねばなりません。

(この質問への答えは説明書Bにあります。)

今日およそ12歳で、わが子は思春期に入ります。そのとき多くの問題が青少年に気にかかり始めますので、それに対して私たちは親として彼らを準備させなければなりません。その際、学校はきっとあなたの働きかけを支援します。

お子さんがあなたに学校の出来事を話してくれれば、どうか先生と落ち着いてそれについて話してください。家庭と学校が共同で相談し働きかけ合うことは、おそらくつねに教育の成功の最善の前提となります。

私たちは次の時にはなおこのテーマ領域に関する親の夕べを行い、そこですべてのオープンな質問について議論します。

すべてのこうした質問の助けは、特に親向けに書かれた小冊子にありますし、私たちはあなたに以下のものをお勧めします。

Bretschneider: Sexuell aufklären - rechtzeitig und richtig: Urania Verlag.

Grassel: *Wie sagen wir es unserem Kinde?* Verlag Volk und Gesundheit, Berlin 1956.

Grassel/Heilbock: *Erziehung zur künftigen Liebe; in dem Büchlein: „Eltern und Kinder“.* Verlag Volk und Wissen, Berlin.

Klimova/Fügenernova: *„Wie wir die Fragen der Jüngsten beantworten“*, Berlin 1960.

Prof. R. Neubert: *„Wohe Woher kommen die Kinder?“*, Greifenverlag Rudolstadt 1964.

4. 性教育における医師の役割をめぐる

50年代までは医師が性教育の中心的な担い手であったが(池谷 2011a: 41-42), 1959年に新しい教授プランが出されて以降は, 学校教員(とりわけ生物の教員)が性教育の主要な担い手となってきた。このような担い手の変化の中であらためて, 医師は学校と親とに対してどのような立場で性教育に携わるべきかが, 60年代には1つの大きな課題となってきた。

Neubert (1962)は, 一般的に「われわれ医師は, すべての段階の教育者(Pädagogen)——幼稚園教員を忘れずに, 性教育は幼稚園から始まる——に, 必要な知識を与える」(13)ことにその任務があるとしている。Neubert (1966)によれば, 20世紀前半までは性教育(学)においては医師が中心的役割を果たしていた「性教育(学)医師の支配の時代」であったが, それ以降は, もはや「性教育(学)は医師の職業任務ではなくて, 普通教育の任務」(777)である(「教育学の任務としての性教育学」)。この時代において, 性教育(学)に対する医学の重要な貢献は, 必要な知識を広範な領域に伝えることだが, そのためには医師に次のことが求められるとしている。①「医師全体がこれまで以上に, 性行動の生物学的, 医学的, 衛生学的基礎を研究する」こと, および②これまではこの領域は「あれやこれやの思春期医や産婦人科医の趣味」で「体系的な研究」はなされなかったので, これを克服すること, である(ebenda.)。

1962年の第1回性教育会議でも, この点が議論されている。Borrmann (1962b)は, 性的教授を強めようという多くの医師の努力は限りなく承認されるが, 今は医師に子ども・青少年の性的教授への直接的な関与を免除する時期に来ているとしている。Borrmannによれば, 医師を性的教授の過程へと編入するにしても, それは, ただ医師の関与によってより大きな成功が見込まれる場合だけである。つまり, 医師をこの訓育・陶冶過程へ組み入れるのは, 教員が医師に委託する場合だけだとするのである(27)。

これに対して, Neutsch (1962)は, 「この会議の諸テーゼの中で, 性的な啓発と教育の際の医師の協力がほとんど全く論じられないこと」を問題だとしている。Neutschによれば, 「おそらくこれは, 医師, 教員, 親との緊密なコンタクトをもったよい学校医の世話がどこにもないせいである」(31)。そこでNeutschは, 学校医は, 親と子どもにとっては, 集団検診, 予防接種, 思春期医への来診などを通じて, けっして他人ではないから, 学校医を学校の仕事へと有意義な仕方で組み込むべきだという。

このNeutschの報告に関連して, BorrmannとNeutschが問題とした教員と学校医の協力の問題が取り上げられている。そこで問題となったのは, 医師がそもそも性教育に参加すべきかど

うかであったが、最終的には以下の2点がこの会議で確認された。①性教育は教育（学）の1つの任務であるが、それでも医師がとりわけ性生活の特別な問題を取り扱えば有効であるし、学校医には、自由な話し合いを助けるのに中立的な地位が役に立つこと、②教員にはしばしばためらいがあるから、教員集団の資質向上や親向けの講演の際には医師の援助がとりわけ必要であること（*Pädagogik, Beiheft 2, 1962: 31*），である。

1968年の国際シンポジウムでも、医師と教育との関係が論じられている。Donath（1969）は思春期医の性教育への関わりを、①親への教育の際の協力、②子ども・青少年の性教育への貢献、③性の教育相談という3つの視点から論じている。

①については、Donathによれば、一方では、教員・幼稚園教員の性教育に関する専門教育が不十分な現状では、思春期医と一緒に親への性教育をする必要がある。他方で、思春期医は、教員・幼稚園教員、学童保育者、養護施設や休暇キャンプでの指導者（*Betreuer*）、ピオニール指導者や自由ドイツ青年団指導者の継続教育において、2つの点で役立つ。すなわち、「思春期医は個人的会話や小グループでの会話で、性的問題を話す気後れをなくし、生徒の問題に対する理解を呼び起こすことができる」し、また、「教育指導者の継続教育の催しで、特殊な生物学・医学・性科学の質問を受けて、専門知識を伝えることができる」（722）。

②については、思春期医は、小グループの話し合いで子ども・青少年が出してくる特殊な質問に答える際に、教員を応援することができるし、子ども・青少年の生物学の知識を医師の視点から深めることができる。ここでは具体例として、女子での月経衛生の可能な方法についての話し合いや男子でのマスターベーションの問題での話し合いが挙げられている。

③の問題では、まず子どもの教育相談や青少年の結婚・性相談において、思春期医、保護司（*Fürsorgerin*）、産婦人科医、心理学者、教育（学）者間の協力の必要性が強調されている。その上で、家庭での子どもの性的な誤った態度や障害の予防、セラピーなどとならんで、養護施設の子どもの性教育問題での教育相談が緊急に必要であるとしている（*ebenda.*）。

最後に、Donathは教員と医師との原則的な関係を改めてこう述べている。「学年での性教育は原則的に教員によって実行されねばならない。けっして思春期医は「補助教員」として機能してはならないし、教員から性教育の任務を奪ってはならない」（*ebenda.*）と。

Paul（1969）は、女性の健康保護という視点から、結婚と家族へと若い世代を教育する際の医師（とりわけ思春期医と結婚・家族相談所の医師）の任務を3つ挙げている。

第1の任務は、思春期医が10～11歳の女子が水泳してもいいかを診察するので、その時に「女性身体の生殖的機能と性器の特別な保護」（736）について基本的に教えること。第2は、女性の健康維持の特別な意義から、きわめて早い時期に、そして年齢に応じて、「詳細かつオープンに男女での避妊の可能性、技術と使用原理について話すこと」（*ebenda.*）。そして第3は、「若い女子と——やはり年齢に応じて区別して——、妊娠と分娩、痛みの少ない出産、妊娠と産褥の衛生について話すこと」（*ebenda.*）である。Paulは、女性の健康維持の際の男性の協力という点から、男性医師が男女の前でこの問題について話すのがよいと考えている。

さらに Paul は、以下の任務を、保健衛生機関が責任をもつ性教育（学）の部分だと考えている（736）。

1. 女子に、月経期間の自分の特別な身体的ケアについて教え、後の妊娠と出産後の身体衛生について指摘すること。
2. 若い人の望まない妊娠と早期に結ばれた結婚を避けるのに貢献するものとして、医学の視点で避妊と家族計画について啓発すること。（……）
3. 出産過程についての知識を十分に伝えることで、出産の苦痛の心理的予防という意味で極めて早くから、後の母性への肯定的な自然な態度を得るようにすること。

このように、60年代には医師の性教育への関与は、限定的なものとしてとされてくる。すなわち、医師の性教育の任務は、一方では専門家の立場から教員を背後から援助することにあるとともに、他方では、青少年組織や結婚・家族相談所において専門的な助言をすることにある。

第2章 性教育の組織形態としての男女共学（男女共習）問題

1959年12月2日の「ドイツ民主共和国における学校制度の社会主義的発展に関する法律」を経て、10年制普通教育総合技術上級学校で総合技術教育が男女必修とされ、1960年代には、男女共学が定着していく。性教育においても男女共学というあり方は、概ね支持されていると言える。このことは、Grassel（1969a）がDDRの性教育学者の一致点の1つとして、「性教育は、まったく学校における普通の形態と集団の枠内で、それゆえ共同教授（Koinstruktion）、男女共学（Koedukation）としても行われなければならない」（214-215）ことを挙げていることからわかる。

1. 性教育における男女共学反対論

しかし反対論がないわけではなかった。それは、例えば Borrmann（1962b）の次のような言、すなわち、「男子と女子の共同の教授に賛成する者の数は、絶えず増えている」（99）という一文にも伺うことができる。ただし、男女共学に対する反対論については、管見する限りでは、それを明確に主張している論者は性教育学者の間に見ることができない。

Borrmannによれば、男女別習か男女共習かという問題は今日もなおよく教育者の心を興奮させる問題である（ibid.: 98）。共学に反対する理由は、過去のような理由——女子に対する性教育は心理的に処女を奪うことであり、文化的無垢の剥奪であるとするもの（その例として Borrmann は Christianden 1918 を挙げている）——ではない。むしろ今日の反対の理由は、男女共学にすると規律が乱れるのではないかという危惧である。「共同の教授の拒否はほとんどもっぱら避けがたい規律の喪失を指摘することで根拠づけられる。教育指導者は率直に、性的教授のかかる形態によって、彼らが太刀打ちできない状況に陥らないかという不安を抱えていると白状している」（98-99）。

Kirsch (1968) も同じような反対論を紹介している。男女一緒にすると規律がむずかしくなるので男女別にしたいという教員がいる，と。しかし，Kirsch によれば，それには根拠がない。自分たちが行った調査研究で出てきた生徒の質問に，その後の授業時間の1つで回答するよう教員に義務付けたら，「すべての生徒がきわめて注意深く教員の説明に従い，思いがけないほど開明的で信頼に溢れた雰囲気支配した」(1968: 76) という。むしろ問題なのは，教員の側の「青少年期に受けた自分の不十分な性的陶冶・訓育に根差している恥ずかしさ」(ebenda.) の方なのである。

2. 性教育における男女共学賛成論

性教育において男女共学にすると男女の規律が乱れるのではないかという不安が教員に見られるものの，多くの性教育者たちは男女共学に基本的に賛成している。ここでは代表的な論者の議論を取り上げ検討しておく。

(1) Borrmann の男女共学論

Borrmann (1962a) は，その論文の中でわざわざ「男女共学」という節を設けているほどであるから，この当時はまだ性教育における男女共学には懐疑的な人々がいたと推測することができるであろう。Borrmann は，「性的陶冶・訓育にとって，男子と女子の共通の訓育，男女共学は，不可欠な前提である」として，「男女別習 (Trennung der Geschlechter)」を基本的に否定している。Borrmann が性教育における男女共学を支持する理由は大きくは3つある (19-20)。1つは，男女共学が社会的生活の現実を反映しているということによる。「あらゆる人為的に引き起こされ維持されてきた男女別学は，社会的生活の現実に反する」。第2の理由は，男女共学が男女同権を表現していると考えているからである。「集団の中で女子と男子が一つにまとめられ，遊び・学習・労働のもとで互いに知り合い，評価し合い，尊重し合う。上位と下位の交代，男子と女子の交代も，男子と女子に同じ義務を課し，同じ権利を与える統一的な訓育・陶冶目標と同様に，彼らの同権の表現である」。第3に，男女共学それ自身が男女間の関係を促すメリットがあるからである。

男女共学は青少年の生活を豊かにし，男子と女子間の仲間関係を自明なものにならしめ，あらゆる形態の害のある秘密ありげなあり方を排除し，男女間の接触困難を妨げ，他者の外面性によってではなく，その業績達成と性格特性によって規定されるリアルな価値評価を可能にし，尊重と共通の責任とによって担われた，誠実な男子と女子の相互の行動を形成する。男女共学は性的な陶冶・訓育を，とくに異性のメンバーとの交際における習慣をつくり上げることによって，促進する。(20)

このように，Borrmann は，男女共学のメリットを，①そこでは男女の仲間関係が自明なも

のとして作られ、②男女が相互を知り合い、③外面ではなくてその人の業績達成と性格特性で評価し尊重し合うようになることに見ている（なお Borrman 1962b: 20, Borrman 1966b: 736-737 も参照）。もっとも、Borrman は、男女共学が男女別習をまったく排除するものではないとしている。男女別習、男女別での会話が適切であるばかりか必要である場合があることも理解している。その例として挙げられているのが、男女の身体的特殊性を考慮する必要がある上級段階での体育科目の授業（Borrman 1962a）や月経での衛生（1962b）である。

(2) Bach の男女共学論

Bach (1962) も男女共学のメリットを強調している。Bach によれば、1959年の教授プランで導入された「生産における授業デー」の時間は性教育における成功のための試練となる。ここでは、男子は女子が重荷を持つのを助け、重い道具を扱うのを助けることができるし、彼らのより豊かな技術的経験で女子の味方になることができる。「それゆえ男女共学は生産における授業デーでも求められねばならない」(59)。また、男女混合の席並び、男女混合の作業班、すべての「学級の仕事」を男女一緒に果たすことには教育的な意味がある。これを教育的に利用すれば、第4学年以降にあるフォークダンスグループ（第7～8学年の生徒）を、「危機的な数年」をこえて維持し男女間の分裂が出てこないようにすることができるという。

Bach (1969) によれば、実際に自分の Erich-Weinert 上級学校では、「男女共学 (Koedukation und Koinstruktion)」はわずかな例外を除いてすべての学年段階で実現されている。例外は、月経の衛生の取り扱い（女子のみ）とマスターベーションの取り扱い（男子のみ）であり、一方の性や他方の性に特有な問題に関わるような事柄も、同性グループで議論されている。例えば、化粧法、衛生、流行等などである。その際には、他の教科での男女の分離を意味するような「特別な状況」を避けるために、体育で行なわれている同性グループの組織形態が選ばれている (710)。また、第9学年には毎年冬休みに開催される「乳児保育」コースがある。これは女子のみ必修で、男子は選択であるが、大変人気があるという（もっとも、当初若干の親からはこの催しに反対があったという）。

(3) Grassel の男女共学論

Grassel (1967) もまた、性教育の基本形態として、「男女の共同教授 (gemeinsame Belehrung von Jungen und Madchen)」を挙げている。ただし、Grassel も2つの例外を勧めている。すなわち、「特別な月経衛生の取り扱いとマスターベーション問題の話し合いの際には別学が行われるべきであろう」(201)としている。

(4) Baer の男女共学論

Baer (1966) も生物の授業での性教育における男女共学の必要性を強調している。「性教育の問題を取り扱う際に男子と女子を分けることも、できるだけ生物の授業においては行われるべき

ではないであろう。この本来的に，特に衛生上の教授には，例えば月経前に必要な形態（男女別のこと——引用者）は，それぞれ同性の教員や他の教育者によって，例えば，自由ドイツ青年団やピオニールグループの午後という形態で行われるのが，もっともよい」（745）。

(5) Paul の男女共学論

Paul (1966) は，とくに結婚可能年齢の若者での性教育において，男女共学にする意義を強調している。「私が重要だと思うのは，両性の前で一緒に，結婚が，一般的な振る舞いにおいて相互の尊重と考慮を必要とする，まじめに受け止めるべき一つの課題として語られることである。また私に重要と思われるのは，われわれ大人がわれわれの経験と生理学のわれわれの知識から，身体的結合の際の性的に異なる興奮過程について語ることである」（790）。

その上で，さらに Paul は青少年男性における性教育の必要性を重視している。というのも，「男性のみが自分の衝動生活を満足させさえすればよく，女性ではそれは問題にならないという，まだほとんど浸透している世間一般の意見」が，結局のところ，結婚を損ねるような見解，「一定の放浪は男性に許されるという「脱線・浮気 (Seitensprung)」」を生み出しているからである。

Paul によれば，青少年が男女一緒に，どのように月経，妊娠，出産と産褥が女性・女子の生活を職業や日常で支配しているかを経験し，その際に教育（学）的・情動的なモメントを巧みに利用するなら，医学的・生物学的な知識伝達と同時に「調和した結婚への教育」もすることになる。すなわち，第1に，男子は，「女子に対する騎士道精神と進んで助ける気持ちが，生物学にもとづいた不可欠な要求であり続け，結婚においても妥当するものでなければならないこと」を学ぶ。そして第2に，男子は同時に，おそらく彼らの人生においてはじめて，「女性が自分の生物学的任務以外に職業上および社会的に男性と同等の義務を果たさねばならないとすれば，女性に対してどのような給付 (Leistungen) が求められるかを経験する」。こうして男女同権は，さしあたりたんなる医学的な教授によって，深い社会的な意味を獲得するという。Paul によれば，こうした現実主義的な教育で，「愛のスローガンのような危険なスローガン」を根絶することができるし，「婚前に子どもができたなら「結婚しなければならない」という誤った因習的で自主性のない (spießbürgerlich) 道徳」を克服することができるし，「婚前性交の禁止というアナクロニズムな見解」(ebenda.) をも克服することができる。

以上の男女共学をめぐり議論を整理するならば，男女共学は，第1に性教育においても基本的な組織形態であることが確認されている。とはいえ，第2に，機械的につねに男女共学でなければならないと考えられているわけでもない。必要に応じて別習も考えられている。とくに特別なテーマ，例えばマスタベーションや月経の衛生に関しては，特別に男女別によって何か興味をそそげないように，もともと男女別で行なわれている体育の授業を利用して，別習にする必要性が確認されている。第3に，男女共学とする理由として挙げられるのは，それが社会生活の

普通の形態であり、特別なものではないこと、その形態が男女同権に適うこと、そしてまた男女の仲間関係を促進するのにメリットがあるということ、などである。第4に注目すべきは、性教育において男子・男性問題がすでに課題として浮上していることである。今日ドイツでは学校における男子が「問題」だとされているが（池谷2009a）、この課題がDDRにおいてその後どこまで自覚的に展開されていくのか否か、この点はDDRにおける女性運動、フェミニズム問題を考える上で重要な論点ともなる。

3. 生徒・教員の男女共学に対する意識

では当の生徒・教員は、性教育における男女共学・男女共習を実際にはどう考えているのだろうか。これを調査したものとしては、管見する限りでは、Thieme (1962) と Grassel (1967) がある。

Thieme (1962) が行った男女共習での性教育の授業についてのアンケート結果によれば（「あなたは、性的教授が男女別習でなく行われたために、ためらいましたか？」）、男子では21人のうち、17人が「いいえ」、2人が「はい」、「最初の時間だけ」2人となっている。女子では23人のうち16人「いいえ」、4人「はい」、「最初の時間だけ」3人となっている。調査数が少ないが、ここから生徒の多くは男女共習に問題はないとしていることが推測される。もっとも、Thiemeによれば、多くの生徒は、少なくとも1時間男子と女子を分けて、教員に親密な質問もできるようにすることを望んでいるという。

Grassel (1967) は性教育における男女別習について教員と生徒に質問している。その調査によると、第9～12年生と教員は男女別習については以下のような意見をもっている (201)。

表3 男女別習についての意識 (%)

	教員	9～12年生	
		女性	男性
別習にしない	46.2	78.0	90.2
別習	37.0	19.3	7.7
特別な問題で別習	6.5		
無回答			
未決定	10.3	2.7	2.1
n=	136	150	144

Grassel 1967: 201.

ここで興味深いのは、①教員では共習賛成のほうが別習よりも多いものの、3分の1強 (37%) が共習に反対していること、②その反対に生徒の方は教員よりもはるかに共習に賛成していること、③生徒間では男子のほうが女子よりも共習に賛成していることである。教員の間には、まだまだ性教育における男女共習に反対する者が多いことがここからわかる。

第3章 婚前性交・避妊，マスタベーション，ホモセクシュアリティをめぐって

60年代のDDRでは，青少年の性実態が明らかになるにつれて，青少年の加速化現象とも絡んで，早い時期でのセックスや未婚妊娠・出産と中絶，早婚などの問題が生じていた（池谷2012a）．本章では，まずとくに婚前性交・避妊に対してどのような議論がなされたかを確認する．次に，マスタベーションやホモセクシュアリティに対する性教育者たちの態度が，50年代における態度とどう違うのかを検討する．1950年代には，（男子の）オナニー一般に対してはいくぶん寛容となりつつも，過度なオナニーに対しては警告が発せられ，その一方では，女子のオナニーはありえないものだとして無視されていた．また，ホモセクシュアリティに対しては，相変わらず「誘惑仮説」にもとづいて，治療とセラピーの対象とすらされていた（池谷2011a）．こうした態度は60年代にどう変化したのであろうか．

1. 婚前性交，避妊をめぐって

40年代から50年代までは，性教育の目標は，健全で幸福な結婚・家族であり，そのために結婚までの自制が強く求められるとともに，もう一方の解決策として早婚が強く求められていた（池谷2010; 2011a）．こうした二面的な方略は，60年代の性をめぐる状況の中でどう変化したであろうか．

(1) 婚前性交と早婚をめぐって

この時期には，多くの性教育関係者の間では，婚前性交を禁止することはもはや無理であることでは意見が一致している．

Jesper（1962）の状況認識によれば，今日のDDRでは性交したり，妊娠したりするのをためらう要因がすでになくなってきている．すなわち，DDRでは①社会的ないしは経済的冷遇や，②未婚の子を，たとえ制限つきであるとはいえ，相変わらず恥とみなす世論，③青少年の一部に節制を行わせる宗教の影響，④親の反応に対するおそれ，これらがなくなっている．したがって，Jesperは，もはや男女を徹底的に孤立させたり，青少年の婚前性交や親密な性交を禁止によって制限しようとするのは，誤りだとする．こうすればただ偽善の状態だけが促進されて，人格の発達に否定的な影響を蒙るだけであろう，と（7）．こうした現状認識から，Jesperは，性交を禁止するのではなくて，「あらゆる点において，それゆえ性的なものの領域においても青少年を責任意識ある行為へと教育すること」（ebenda.）を強調する．

Borrmann（1966a）も，もはや婚前の性的節制は非現実的な態度だと認めている．

婚前の絶対的な性的節制を求めなければならないという，多数の教授・啓発書で主張される見解は，少なくとも，男女相互の行動における現実に対する非現実的な態度の表現であ

る。なぜ生物学的に性的成熟した若い人が自分の最大の性的ポテンツの時期に禁欲的に生活すべきなのかは、まったく造作なく理解されうるものではない。異性との交際はやはり非道徳的なものではないし、また性交もそうではない。異性との関係は、両パートナーが年長になって結婚することでやはり道徳的に異議のないものになるわけではない。道徳的評価にとって決定的なのは、やはりおそらくまずもって、成熟、責任意識、パートナーに対する尊重、関係の展望等々といった他の要因である。性愛は、特定の前提のもとでは婚前性交をも正当化する。それゆえ性交の絶対的な禁止は主張されえない。だがお男子と女子の間の社会主義的関係の明確な原理が欠けている。そこから青年の、さらにまた教育者の行動不安も説明される。(62)

Bittighöfer (1969) もまた、①若い世代の加速化によって条件づけられた相対的に早い身体的成熟、②社会的利害と一致する男女間の関係のための社会主義社会の新たな社会的条件、そしてとくに③若い人格の倫理的成熟の早期の体系的な形成のための、社会主義的教育体系によって与えられた質的に新たな可能性、こうしたことを考慮するならば、「社会的・倫理的に責任意識のある若い人の婚前の性的関係を即座に道徳的に非難することは、マルクス主義的見地からして非現実的である」(694)としている。

実際、Borrmann (1966a) や Brückner (1968) の調査によれば、18歳までに青少年の約4割が性交を体験しているし、こうした事態に対して、同じく Borrmann (1966a) の親や教員など大人に行った調査では、回答者の73.3%は婚前性交を認めている。また Grassel (1967) の調査では、婚前性交について、女性教員の72%、男性教員の63%が認めている(池谷2012a)。

しかし、婚前性交を認めているからといって、積極的に婚前性交を肯定しているわけではない。例えば、Borrmann (1966a) は、こう釘をさしている。「婚前性交の承認の広がりから、青少年間のこの親密な関係が望ましいものだと見なされうるという結論を導き出してはならない」と。そして、「青少年が自分の行動に対する責任を認識し引き受けることができその用意がある」ときまで、「できるだけ長い節制」(125)をすることを勧めている。つまり、禁欲はもはや現実的ではないので勧めないが、理性的な性教育によって、青少年が愛とセクシュアリティの問題に責任意識を持ち、かつそれへの準備ができるように教育することが求められたのである。

もっとも、早期の性交に反対する論者が少数だがいなかったわけではない。Bretschneider (1966) はその一人で、産婦人科医として早期の性交には明確に反対している。それは、Bretschneider によれば、十分価値のある性的活動のためには、生物学的成熟ばかりではなく心理学的成熟が必要であるが、後者は18歳以前で達成されるのはきわめてまれだからである(783)。しかも、Bretschneider によれば、青少年期の男女関係にあるのは、たいていは「思い込みの愛 (Verliebtheit)」(ebenda.) だけである。

この Bretschneider の早期性交反対論をめぐっては、第3回性教育会議(1965年)で活発な討論が交わされたが、多くの論者は Bretschneider の考えには否定的であった。その批判の第1

は、Bretschneider がとりわけ青少年の「否定的な発達可能性」の側面を強調したことに向けられた。それでは「威嚇」の教育（学）しかならないと反対にあったのである。第2に、「青少年」をもっぱら危険期とすることも不適切であると批判された。「危険は発達に条件づけられているのではなくて、むしろ青少年期に生じる諸問題に対する教育的準備の不十分さの表現として理解されねばならない」（786）と⁴⁾。

以上のように婚前性交はほぼ承認されているが、早婚となると多くの性教育関係者は概ね否定的である。早婚の問題について、Lungwitz (1965) が早婚にまつわるさまざまな問題点を統計データにもとづいて指摘している⁵⁾。その1つは、21歳以下のパートナーが結んだ結婚は、他の結婚よりも安定していない（つまり離婚に至るケースが多い）という点である。第2の問題は、「しばしばきわめて若い人の結婚締結の決定的な動機が、身ごもった子ども [がいる] という事実」（69）にある。そこから避妊の問題が提起されてくることになる（池谷 2012a: 6-7）。

Bittighöfer (1966) も、婚前性交の道徳的な禁止は幻想であるが、かといって早婚を勧めることはできないとしている。彼があげる理由は2つである。1つは、「集中的な学習のこの時期に、多様な文化的・スポーツ的な体験、交際と団欒を求めるこの時期にすでに親の義務を果たすことは、青少年に合わない法外の重荷であるからである」。もう1つは、今の社会主義の発展状況の下では「まだ職業教育過程にある若い人の結婚に最適な発達可能性を提供する前提条件が与えられていないからである」（728）。つまり若者の結婚に対する社会政策上の支援が不十分だということである。したがって、むしろ男女は、「婚前性交が道徳的に認められ、彼らにとって人格的倫理的に意味あるものになるのは、それが共通の関心と見方並びに長期の彼氏・彼女関係の間に実証された誠実な思いやり（Füreinander）のうえに深く抱かれた愛情にもとづいている時だけである」（ebenda.）ことを学ぶべきなのである。

(2) 避妊とその教育をめぐって

以上のような婚前性交と早婚に対する現実主義的対応からすれば、当然避妊とその教育が必要不可欠なものとして要請されることになろう。実際、「今日、いつ避妊の問題を取り扱うべきかについては論争があるが、このテーマを扱わねばならないということについては広範な一致がある」（Grassel 1962b: 19）。

Bittighöfer (1969) は、「若い人が自分の発達と専門教育（Ausbildung）にとって極めて重要な時期にもう親義務を果たさねばならないとすれば、それはまさに若い人にはたいてい極めて不都合であるから」、社会主義的パートナーシップ教育（Bittighöfer いうところの性教育——引用者）には、「意味ある家族計画、すなわち、いつ社会的・人格的な諸条件と可能性を考慮して、子どもを持つ願いが満たされるのかを責任意識を持って決定することができるようにさせること」も入る。それゆえ「人格的・社会的に望まれない早期の妊娠」を避けるためには、「若い人には、適時に彼らの目的に合った避妊（Antikonzeption）方法を熟知させ」（694）ねばならない。

このように早期に親になることの困難性と責任意識を持って子どもをもつ必要性から、Bittighöfer は避妊を勧めるが、同時に「避妊の社会的・道徳的正当性の根拠」を挙げている。それは以下の3点である。1つめは、神の創造物ではなく、自然的本質であるとともに社会的本質でもあるという人間像という点からであり、2つめは、「社会的進歩、すなわち、人間的自然の法則も含めた自然と社会における法則の支配の増大から、社会主義共同体においてこうした知識を、人間の福祉に役立て、意味あるように利用するために」という理由からであり、3つめは、神の審判に対する責任からではなくて、社会に対する責任という理由からである (ibid.: 695)。

その際、Bittighofer がとくに強調するのは、避妊における個人的利害と社会的利害の一致である。すなわち、避妊は親になることを否定するものでも、また乱交の手段としてでもなく、個人的責任と社会的責任とが一致することのうちに、その正当性があるとする。「避妊技術の個人的使用が道徳的に正当化されるのは」、「それが——肯定的にいえば——認識された法則性の意識的な利用においてパートナー、社会および子どもに対する責任の表現であり、妊娠が目下の時期には女性ないしは両パートナーの生活状況全体と両立されえない時、すなわち、妊娠を予防するのに役立つ場合である」(ebenda.)。

Borrmann (1966a) もまた、「教育者との会話や議論でまだきわめて論争的であるとしても、避妊の問題を青少年に手ほどきすることは、性的教授の1つの必要な構成要素である」(216-217)と考えている。Borrmann は避妊とその教育を行なう理由をいくつか挙げている。その1つは、医学上・健康上の理由である。すなわち、健康上妊娠を一時的に無条件に避けねばならない場合があるし、適当な出産間隔が必要だからである。第2は、「ありうる望まない妊娠に対するたえざる不安」を取り除くという心理学的な理由である。さらに、道徳的な理由が挙げられる。「多くの結婚は(……)子どもを身ごもったという理由でのみ結ばれるし、これがあらゆる正当な懸念にもかかわらず結婚する十分な理由であると思われる」(217)が、こうした妊娠のみを理由とする結婚は避けねばならないというのである。第4に、避妊は「犯罪的な墮胎に抗する有効な手段」(218)となりうる。第5に、避妊教育は、シングルのためには若すぎる母親の数を減らすことができる。そして最後に、避妊教育が男女同権の実現に寄与することが挙げられている。すなわち、「避妊の知識によって女性は、自分の妊娠の時期をもまた出産間隔をも、それゆえまた子ども数をもともに決定することができるような状態におかれる」(219)ことになる。

このように性教育(学)者たちは避妊とその教育の必要性に賛成しているが、現場の教員は避妊のテーマをどう考えていたのであろうか。Grassel (1967)の調査によると、性病を取り上げるのに賛成している者は80%なのに、避妊を学校の性教育で取り上げることに賛成する者は52%で、反対が半数近くにのぼっている(表4)。

こうした教員の避妊教育への消極性のためか、Baer (1962c)は授業で性交や避妊を教えることにはやや消極的で、避妊教育を教員の意思に委ねることを提案している。もっとも、「わが共和国のいくつかの箇所にある性・結婚相談所を示したり、あるいは医師のところで相談できることを示したりすること」(44)は必要だと考えている。

表4 学校で取り上げるべきテーマ (%)

テーマ	はい	いいえ
子どもの出自	87	13
妊娠	77	23
人間の発生	76	24
避妊	52	48
マスタベーション	41	59
性病	80	20
異常	35	65

Grassel 1967:190 n= 136

2. マスタベーションをめぐって

ではマスタベーションについてはどう扱われたのであろうか。この時期には、マスタベーションは強く禁止されないものの、基本的にはまだホモセクシュアリティなどと並んで「誤った発達」の1つとしてとらえられている。例えば、Baer (1962c) は思春期開始後の誤った発達として、とくにマスタベーションを挙げ、「教員は生徒に、若者のこの発達段階でこそ、労働・スポーツ・遊びでの適当な身体活動が、健康で調和的な発達に貢献し若者の成熟と関連する抑うつを克服するのに適切であることを指摘する」(44) よう求めている。Borrmann も、マスタベーションを不感症等々ならべて誤った発達として指摘する必要性を強調している (*Pädagogik*, Beiheft 2, 1962: 45)。他方、Bach (1967) は第7学年用性教育プログラムのなかで、マスタベーションを避け克服すべきものとしている。

Kirsch (1968) もまた、マスタベーションを、それで脊髄が損傷されるとはもはや見なしてはいないが、学習と労働から気を逸らさせるものとしてとらえている。「以前は、いくつかの器官、とくに脊髄の損傷はその結果であるとされていた。これは本当ではない。それでも、これらの男子はこの自慰の習慣をやめようとするべきであろう。脊髄が損傷されないとしても、男子はその後には無気力になり疲れている。彼らは極めて頻繁にそのことを考え、こうして学習と労働から気をそらされる」(97)。

ただし、マスタベーションの扱い方については濃淡がみられる。Borrmann (1966) は、マスタベーションに対して両義的な態度をとっている。Borrmann はたしかに、オナニーは誤った発達であるとしつつも、よく考えられているほどには青少年にまったく大きな危害ではないとしている。「医学はとくに、オナニーは、それが過度になされずそれによって神経衰弱並びに過剰な神経過敏を引き起こさない限りは、健康に有害ではないと証明している。それはいずれにせよ、オナニーの撲滅で考えられる誤りや実際に犯される誤りの結果よりも無害である。最後に、それは、若い人の発達全体に対して、早期の異性愛的な活動よりもわずかしかな否定的な影響を及ぼさない」(83-84)。

しかし、だからといって「オナニーが青少年にとって性的抑圧からの理想的な逃げ道であると結論づけてはならない」(84)と考えている。「理想状態はむしろ、青少年ができるだけ長くあらゆる性的活動を節制することにある」。しかも、性行動に対するあらゆる教育的影響は「性愛への準備と能力を促進する」ことを目標に据えるべきであるという観点から、「マスターベーション、ホモセクシュアリティ、ペッティング・頻繁に相手を変える性交・乱交という種類の異質な刺激遊びといった、性衝動の他のありうる表現形態は、はじめから徹底的に排除されねばならないし、あるいはできるだけ早く克服されねばならない」(41)としている。

つまり、Borrmann は一方ではマスターベーションはさほど問題はないと言いつつも、他方では、異性に向かう性愛へ準備させるためには、マスターベーションを排除ないしは克服すべきだと考えるのである。

これに対して、Grassel はマスターベーションをさほど問題のあるものとはとらえておらず、冷静に扱っている。例えば、Grassel (1966e) が開発した親向けの性教育説明書では、「多くの男子は年長の仲間をつうじてマスターベーション(自慰)を指導されるから、私たちはおよそ12歳の男子とはこの問題についても話しましょう。あなたは男子に、今身体にゆっくり力が形成され、それが後に大人の特徴になることを指摘しましょう」と述べるに留まっている。

以上のことから、60年代の時期には、まず第1に、自慰(Selbstbefriedigung)という言葉性を性教育者はほとんど使っていないことがわかる。第2に、マスターベーションについては、一方では、それが脊髄を損傷させるものだという考えは否定され、「表向き」はそれに対して寛容になってはいる。だが第3に、他方ではマスターベーションは相変わらず「誤った発達」の一種とみなされ、克服の対象と見なされている。そのために、労働や学習あるいはスポーツへの熱中することが勧められている。

ちなみに、この時期にDDRで出版された『性科学とその境界領域事典』(Dietz/ Hesse 1964)においては「マスターベーション(Masturbation)」の見出し語はなく、「自慰(Ipsation, Selbstbefriedigung)」の用語が用いられている(153-154)。そして、それについては、やはり否定的に扱われている。そこでは「自慰は(過剰に行われなければ)、ほとんど身体的および精神的な害にはならない」とまずは書かれている。にもかかわらず「自慰は性的活動の形態としては拒否されねばならない(そしておよそ大人にとっても性的な「トレーニング」として擁護され得ない……)」として、その理由が挙げられている。それは「自慰は性的な「目標」から逸れているばかりか、まさしく性的対象からも離れている」ことにある。自慰はパートナー関係を持たず、生殖に関わらないから、問題だというのである。ここでは、「二人の愛し合う者の異性愛的な愛の成就」(154)が自明な前提とされている。

3. ホモセクシュアリティをめぐる

ではホモセクシュアリティはこの時期にどのように扱われたのであろうか。その際、まず踏まえておかねばならないのは、1968年の刑法改正で、①ホモセクシュアルな者に対する処罰規定

(第175条)がようやく削除されたこと、②しかし同時に新たに第151条が設けられ、大人の男性が18歳以下の青少年男性と行う性行為は処罰の対象とされたこと、である(池谷2009b: 88-89)。

結論からいえば、この時期にはホモセクシュアリティは相変わらず性行動の逸脱あるいは誤った発達的一种として、否定的に扱われ、青少年から守るべきものとされていた。Borrmann(1966)は先にみたように、マスタベーションなどと並んでホモセクシュアリティも排除と克服の対象とみなしているし、Baer(1962c)もまた、ホモセクシュアリティを不感症やインポテンツと並んで、誤った発達と見なしている(44)。Kirsch(1968)もまた、ホモセクシュアリティを「性生活における逸脱」(113)と見なしている。

マスタベーションに対しては比較的控えめであったGrassel(1967)でさえ、男性と女性のホモセクシュアリティを、少年愛、サディズム、マゾヒズムとならんで「性行動の逸脱」として挙げ(168)、男子をホモセクシュアリティから守らねばならないと考えている(Grassel1966e)。

後に80年代にホモセクシュアリティを積極的に性教育のテーマに取り上げ擁護するようになるBachはどうか。たしかにBachはこの時期には、ホモセクシュアリティに対して積極的には否定的な態度や言明をしているわけではない。だがそれでも、彼の開発した性教育プログラム案の第9学年の大項目「変質、性犯罪—DDRにおける子ども・青少年保護」のなかに男子のホモセクシュアリティを含め入れているし、第10学年では売春と並んで扱っていたりしている(Bach1967)。

以上のことからわかるように、この時期にはホモセクシュアリティに対しては否定的な取り扱いがなされている。また、マスタベーションと同じく、もっぱら男子のホモセクシュアリティが問題にされていて、女子にはこの現象があたかも関係がないかのように扱われているのも特徴的である。

先のDietz/Hesse(1967)においては、ホモセクシュアリティは持続的な自慰と並ぶ「性的な異常」(137)とはされている。しかし、そこではホモセクシュアリティは客観的に叙述されているだけであるし、ホモセクシュアルな者に対する処罰も問題があるとして批判的で、自慰に対する態度よりかなり開明的である。例えば、次のようにさえ書かれている。「ホモセクシュアリティはそれに反対する強い公共の態度にもかかわらず、そして法的処罰にもかかわらず、長年来ほとんど一定の割合にとどまっているので、それが「自然に反する」ことやノイローゼの証拠であるということには正当な疑いがある。ホモセクシュアリティは恣意的に処罰できないと思われる。刑法もまたこれにはほとんど効果がない。さらに女性のホモセクシュアリティと男性のそれとの間には危険性で違いがない」(139)。

おわりに——まとめにかえて

以上、本論文では性教育の担い手の問題、性教育の教授方法としての男女共学問題、およびマ

スタベーションやホモセクシュアリティなどについての取り扱いについて検討してきた。最後に、その検討の中で明らかになったことを、50年代と比較しながら、まとめておくことにする。

まず性教育の担い手をめぐる問題では、親には（性）教育の義務があり、学校はただそれを援助するという見解は否定されている。それは、次のような理由によるものである。第1に、法的には、親にも学校にも性教育を含めた社会主義人格への教育の義務があること、しかし第2に、現実的には親にはまだ性に対する社会的なタブーや気後れがあるので、学校が性教育の責務を担わねばならないこと、もっといえば、学校にこそ性教育におけるプライオリティーがあること、などである。もっとも、性教育を有効に進めるためには、親の協力が必要不可欠なので、さまざまなかたちでの親の参加・協力が行われている。それは、親セミナーであったり、学年始めの親の会であったり、親向けの性教育説明書の作成であったりする。

次に医師と学校との関係では、次のことが確認されている。第1に、性教育は教育（学）の1つの重要な任務として、基本的には何よりも学校と教員の任務である。第2に、しかしとりわけ性生活の特別な問題（妊娠とか避妊、性病など）を取り扱う際には、生徒との自由な話し合いを進める上で、医師の中立的で専門的な立ち場と援助が役に立つ。第3に、教員にはまだしばしばためらいがあるから、教員集団の資質向上や親向けの講演の際には医師の援助がとりわけ必要である。しかし、だからといって、医師を学校の「補助教員」のように利用してはならない。

性教育の教授法としての男女共学に関しては、50年代とは異なり、ほぼ定着している。すでに別稿で検討したように（池谷2011a）、50年代にはまだ男女別学クラスがあったり、性教育においても男女共学か男女別学かが論争されたりもしていた。しかし、59年学校法と65年の統一学校法の制定のなかで総合技術教育も男女共修となり、また他方では男女同権が押し進められる中で、性教育においても男女共学が基本的な形態として認められていく。また、その理由も50年代とは異なっている。50年代の男女共学論の根拠としては、①男女別のメリットがないこと、②男女共学で男女相互が付き合い方を学ぶことが挙げられていた（Neubert 1956: 26）。しかし60年代になると、男女共学の積極的なメリットが挙げられてくる。すなわち、男女共学が社会生活の普通の形態であり、その形態が男女同権に合うこと、そしてまた男女の仲間関係を促進するのにメリットがあるということ、などである。もう1つ、50年代とは異なり、60年代にはもはや男女共学か男女別学かという単純な二者択一の議論の仕方をとっていない。基本的形態は男女共学であるが、月経やmasturbationなどに関しては、必要に応じて男女別習が考えられているのである。もっとも、この時期にもまだ、教員の間には男女別習の方を望む声があった。教員の側には男女共学にすると男女の規律が乱れるのではないかという懸念があったし、教員自身にも性に対する気後れがあったりしたためである。

最後に、性教育の厄介なテーマに関していえば、第1に、50年代には奨励されていた早婚は否定的に扱われているものの、婚前性交やmasturbationに関しては、「寛容」となっている。しかしそれでも、前者については、できるだけの節制が奨励されているし、後者については、50年代と同じく男子のみが問題とされ、基本的に誤った発達として、克服すべきものとき

れている。ホモセクシュアリティについては、50年代のようにもっぱら治療とセラピーの対象とはされなくても、マスタベーションと同様に、性生活における逸脱の一種とみなされ、青少年をそこから守るべきものとされている。そこには、異性愛と生殖に結びついた性こそが正常であるとする規範が根底にある。もう1つ特徴的なのは、マスタベーションの取り扱いと同様に、男子のホモセクシュアリティのみが問題とされ、女性のホモセクシュアリティはまったく無視され、問題ともされていないことである。

註

- 1) 「エルンスト・テールマン」ピオニール組織とは、自由ドイツ青年団 (FDJ) の下部組織である、第4～7学年生徒向けピオニール組織の名称 (Wolf 2000: 224).
- 2) 教育協議会 (Pädagogische Rat) とは、DDR のすべての学校で月に1回行われる教員全体の会議で、校長に教育活動づくりで助言する機関である (Wolf 2000: 165).
- 3) 「親役員会」とは、2年任期ですべての親から選ばれた親の代表。なお「親委員会」とは、毎学年ある学年の生徒の親によって選出された親の代表のこと (ibid.: 52).
- 4) 池谷 (2011d), p. 92-93 も参照のこと.
- 5) Lungwitz (1965: 66) の定義によれば、早婚 (Frühehe) とは「両パートナーが結婚締結の際にまだ21歳になっていない」結婚を指す.

* 著者からの引用は、(1974: 5) のように、著作刊行年、ページ数の順に () 内に記す。本文中の傍点はすべて筆者によるものである。

引用・参考文献

- Bach, Carl Wilhelm 1907: Über die Behandlung des Sexuellen in der Schule. Bielefeld, U. Helmbichs Buchhandlung.
- Bach, Kurt R. 1962: Erfahrungen aus der Zusammenarbeit von Schule, Elternhaus, Betrieb und Jugendorganisation bei der geschlechtlichen Erziehung. *Pädagogik*, 2. Beiheft, 1962, S. 57-59.
- Bach, Kurt R. 1966: Erfahrungen aus der praktischen Arbeit an der Erich-Weinert-Oberschule Hohemölsen. *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock. Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, 15. Jrg., Heft 7/8, S. 755-761.
- Bach, Kurt R. 1967: Entwurf eines Programms für die systematische Geschlechtererziehung in den Klassen 1-10 der allgemeinbildenden polytechnischen Oberschule in der DDR. *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock. Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, 16. Jg., Heft 5/6, S. 367-379.
- Bach, Kurt R. 1969: Formen der praktischen Durchführung der Geschlechtererziehung in der Erich-Weinert-Oberschule Hohemölsen. *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock. Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, 18. Jrg., Heft 8/9, S. 709-712.
- Baer, Heinz-Werner 1962a: Die sexuelle Erziehung. In: Deutsches Pädagogisches Zentralinstitut Sektion Unterrichtsmethodik und Lehrpläne 1962: Biologieunterricht. *Methodisches Handbuch für den Lehrer*. Volk und Wissen Volkseigener Verlag Berlin. S. 156-162.
- Baer, Heinz-Werner 1962b: Geschlechtsorgane und ontogenetische Entwicklung des Menschen. In: Deutsches Pädagogisches Zentralinstitut Sektion Unterrichtsmethodik und Lehrpläne 1962: Biologieunterricht. *Methodisches Handbuch für den Lehrer*. Volk und Wissen Volkseigener Verlag Berlin. S. 321-324.

- Baer, Heinz-Werner 1962c: Unterrichtsmethode Probleme bei der Geschlechterziehung in der Schule. *Pädagogik*, Beiheft 2, S. 37-45.
- Baer, Heinz-Werner 1966: Die Geschlechterziehung im Biologieunterricht. *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock. Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, 15. Jrg., Heft 7/8, S. 741-746.
- Bittighöfer, Bernd 1966: Probleme der sozialistischen Geschlechtmoral und der Erziehung der jungen Generation zu sittlich wertvoller Partnerschaft. *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock. Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, 15. Jrg., Heft 7/8, S. 721-731.
- Bittighöfer, Bernd 1969: Weltanschaulich-ethische Grundlagen sozialistischer Partnererziehung. *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock. Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, 18. Jrg., Heft 8/9, S. 687-696
- Borrmann, Rolf 1962a: Die sexuelle Bildung und Erziehung als pädagogische Problem. In: Gesellschaft zur Verbreitung wissenschaftlicher Kenntnisse 1962: Sexuelle Bildung und Erziehung. Bestandteil der Erziehung zur sozialistischen Persönlichkeit. Bericht über den Referententag der zentralen Sektion Medizin und Pädagogik am 3. November 1961 in Weimar. Berlin. S. 14-34.
- Borrmann, Rolf 1962b: Die sexuelle Belehrung der Kinder und Jugendlichen. Volk und Wissen Volkseigener Verlag Berlin.
- Borrmann, Rolf 1966a: Jugend und Liebe. Urania-Verlag Leipzig/Jena/Berlin.
- Borrmann, Rolf 1966b: Gegenstand, Aufgaben und Gestaltung der sexuellen Bildung und Erziehung. *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock, Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, 15. Jrg., Heft 7/8, S. 733-738.
- Borrmann, Rolf 1969: Die Vorbereitung der heranwachsenden Generation auf Ehe und Familie als spezielle Aufgabe der Gesellschaft. *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock, Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, 18. Jrg., Heft 8/9, S. 701-703.
- Bretschneider, Wolfgang 1956: Sexuell aufklären - rechtzeitig und richtig. Urania-Verlag Leipzig/Jena/Berlin.
- Bretschneider, Wolfgang 1966: Gefahren des frühzeitigen Verkehrs und der frühzeitigen Schwangerschaft. *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock. Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, 15. Jrg., Heft 7/8, S. 783-787.
- Brückner, Heinrich 1962: Entwurf eines Merkblattes für Eltern als Beitrag zur geschlechtlichen Aufklärung und Erziehungsarbeit in der Schule. *Ärztliche Jugendkunde*, 53. Jrg., 7/8, S. 187-192.
- Brückner, Heinrich 1966: Welche Möglichkeiten und Schwierigkeiten bestehen gegenwärtig für die Zusammenarbeit von Schule und Elternhaus bei sexuell-pädagogischen Aufgaben im Kindesalter? *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock. Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, 15. Jrg., Heft 7/8, S. 771-776.
- Brückner, Heinrich 1968: Das Sexualwissen unserer Jugend. VEB Deutscher Verlag der Wissenschaften Berlin.
- Dietz, Karl/ Hesse, Peter G. (Hrsg.) 1964: Wörterbuch der Sexuologie und Ihrer Grenzgebiete. Greifenverlag Rudolstadt.
- Donath, Erika 1969: Die Teilnahme des Jugendarztes an der Geschlechterziehung. *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock. Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, 18. Jrg., Heft 8/9, S. 721-723.
- Grassel, Heinz 1962: Psychologische Probleme der Geschlechterziehung. *Pädagogik*, 2. Beiheft, 1962, S. 8-24.
- Grassel, Heinz 1966a: Tagungsbericht 1964. Arbeitstagung über Probleme der Geschlechterziehung

- in der Schule. *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock. Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, 15. Jrg., Heft 7/8, S. 705-706. (*Pädagogik*, Jrg. 19 (1964), S. 942-943 の再録)
- Grassel, Heinz 1966b: Voraussetzungen, Bedingungen und Effekte der Geschlechterziehung. *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock, Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, 15. Jrg., Heft 7/8, S. 715-720.
- Grassel, Heinz 1966c: Die Arbeit mit den Eltern - ein Beitrag zur Geschlechterziehung der heranwachsenden Generation. *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock, Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, 15. Jrg., Heft 7/8, S. 763-764.
- Grassel, Heinz 1966d: Merkblatt A für Eltern zur geschlechtlichen Erziehung der Kinder im Alter von 4 bis 10 Jahren. *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock. Reihe Gesellschafts- und Sprachwissenschaften*, 15. Jrg., Heft 7/8, S. 813-815.
- Grassel, Heinz 1966e: Merkblatt B für Eltern zur geschlechtlichen Erziehung der Kinder im Alter von 10 bis 14 Jahren. *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock. Reihe Gesellschafts- und Sprachwissenschaften*, 15. Jrg., Heft 7/8, S. 815-816.
- Grassel, Heinz 1966f: Merkblatt C für Eltern zur geschlechtlichen Erziehung der Kinder im Alter von 14 bis 18 Jahren. *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock. Reihe Gesellschafts- und Sprachwissenschaften*, 15. Jrg., Heft 7/8, S. 817-818.
- Grassel, Heinz 1967: Jugend Sexualität Erziehung. Staatsverlag Berlin.
- Grassel, Heinz 1969a: Stand und Probleme der Sexualerziehung in der DDR. *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock. Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, 18. Jrg., Heft 2/3, S. 211-225.
- Grassel, Heinz 1969b: Sexualerziehung in der DDR. *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock. Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, 18. Jrg., Heft 8/9, S. 675-685.
- Grassel, H/Baer, H. W. 1962: Einleitung. *Pädagogik*, 2. Beiheft, S. 2-3.
- Jesper, Karl-Heinz: Geschlechterziehung und sozialistische Moral. *Pädagogik*, Beiheft 2, S. 4-8.
- Kirsch, Werner 1967: Die sexuelle Belehrung im Biologieunterricht. Volk und Wissen Berlin.
- Kirsch, Werner 1968: Zum Problem der sexuellen Belehrung durch den Biologielehrer. Volk und Wissen Volkseigener Verlag Berlin.
- Lungwitz, Kurt 1965: Die Stabilität frühzeitig geschlossener Ehen im Spiegel der Statistik. *Neue Justiz: Zeitschrift für Recht und Rechtswissenschaft*, 19. Jg., Heft 3, S. 66-69.
- Neubert, Rudolf 1956b: Gedanken zum Problem der Sexualpädagogik. In: Neubert, Rudolf/Weise, Rudolf: Das sexuelle Problem in der Jugenderziehung. Greifenverlag zu Rudolstadt, S. 7-38.
- Neubert, Rudolf 1962: Ärztliche und sozialhygienische Grundlagen zur Frage der sexuellen Bildung und Erziehung. In: Gesellschaft zur Verbreitung wissenschaftlicher Kenntnisse 1962, S. 5-14.
- Neubert, Rudolf 1966: Der Beitrag der Medizin zur Sexualpädagogik. *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock. Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, 15. Jrg., Heft 7/8, S. 777-781.
- Neusch, Christel 1962: Zur Zusammenarbeit von Jugendarzt und Schule auf dem Gebiet der sexuellen Aufklärung und Erziehung. *Pädagogik*, Beiheft 2, S. 30-31.
- Paul, Elfriede 1966: Geschlechterziehung als Vorbereitung auf die Ehe. *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock. Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, 15. Jrg., Heft 7/8, S. 789-791.
- Paul, Elfriede 1969: Vorbereitung der jungen Generation auf Ehe und Familie unter dem Aspekt des Gesundheitsschutzes der Frau. *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock. Gesellschafts-*

- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, 18. Jrg., Heft 8/9, S. 735-737.
- Reis, Karin 1969: Geschlechterziehung und Familie. *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock. Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, 18. Jrg., Heft 8/9, S. 713-716.
- Thieme, Manfred 1962: Besonderheiten der sexuellen Belehrung in 9. und 11. Klassen. *Pädagogik*, 2. Beiheft, S. 50-52.
- Wolf, Birgit 2000: Sprache in der DDR. Ein Wörterbuch. Walter de Gruyter, Berlin.
- 池谷壽夫 2009a: 『ドイツにおける男子援助活動の研究 その歴史・理論と課題』大月書店.
- 池谷壽夫 2009b: 「ドイツにおける性教育の歴史と現状」, 科研報告書『10代の性感染症急増下の日本における性教育の実態と課題に関する研究』(代表橋本紀子・女子栄養大学教授), pp. 133-154.
- 池谷壽夫 2009c: 「DDRにおける妊娠中絶の歴史的展開」, 『日本福祉大学研究紀要 現代と文化』(日本福祉大学福祉社会開発研究所) 第120号, 2009年12月, pp. 73-105.
- 池谷壽夫 2010: 「ソ連占領下におけるドイツの性問題と性教育」, 『日本福祉大学 社会福祉論集』(日本福祉大学社会福祉学部) 第123号, 2010年9月, pp. 1-26.
- 池谷壽夫 2011a: 「1950年代におけるDDRの性問題と性教育—「性的啓発」から「性教育」へ—」, 『日本福祉大学 子ども発達学論集』(日本福祉大学子ども発達学部) 第3号, 2011年1月, pp. 21-44.
- 池谷壽夫 2011b: 「1960年代におけるDDRの学校・青少年・家族政策と性教育」, 『日本福祉大学 社会福祉論集』(日本福祉大学社会福祉学部) 第124号, 2011年3月, pp. 1-26.
- 池谷壽夫 2011c: 「科学的知識普及協会研究報告会議と性教育研究会議—1960年代DDRにおける性教育の動向(その1)—」, 『日本福祉大学研究紀要 現代と文化』(日本福祉大学福祉社会開発研究所) 第124号, pp. 57-88.
- 池谷壽夫 2011d: 「第3回性教育研究会議と共同研究グループ「性教育学」の設立—1960年代DDRにおける性教育の動向(その2)—」, 『日本福祉大学研究紀要 現代と文化』(日本福祉大学福祉社会開発研究所) 第124号, pp. 57-96.
- 池谷壽夫 2011e: 「性教育国際シンポジウムと60年代性教育の成果—1960年代DDRにおける性教育の動向(その3)—」, 『日本福祉大学 社会福祉論集』(日本福祉大学社会福祉学部) 第125号, pp. 1-20.
- 池谷壽夫 2012a: 「性教育の必要性とその目標—1960年代DDRにおける性教育の到達点と問題点(その1)—」, 『日本福祉大学 子ども発達学論集』(日本福祉大学子ども発達学部) 第4号, 2012年1月, pp. 1-26.
- 池谷壽夫 2012b: 「社会主義人格の全面的発達, 女性・家族政策と性教育—70年代DDRにおける性教育(その1)—」, 『日本福祉大学 社会福祉論集』(日本福祉大学社会福祉学部) 第127号, 2012年9月, pp. 19-62.

* 本論文は, 2011年度日本福祉大学課題研究「ドイツにおける性教育の歴史と現状, 課題に関する資料調査研究」の成果の一部である.